

加東市障害者基本計画

第 5 期障害福祉計画

第 1 期障害児福祉計画

《素案》

加東市

「障害」の表記について

「障害」の表記については、法令等では当面「障害」が使用されることから、本計画においては漢字表記とすることが、本計画の策定に当たっての検討を行った加東市障害者支援地域協議会で決定されました。

目 次

第 1 部 計画の基本的な考え方	1
第 1 章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の対象	5
第 2 章 本市の障害者を取り巻く状況	6
1. 人口等の状況	6
2. 障害者の状況	7
3. 就学等の状況	13
4. 雇用・就労の状況	16
5. アンケート調査からみた障害者の状況	17
6. 関係機関への調査による現状と課題	40
7. 障害福祉サービス利用状況	44
8. 障害者（児）福祉を取り巻く課題	45
第 2 部 障害者基本計画	50
第 1 章 計画の基本方針	51
1. 計画の基本理念	51
2. 基本的な視点	51
3. 基本目標	52
4. P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進	53
5. 計画の施策体系	54
第 2 章 施策の展開	55
1. とともに育ち、ともに学ぶために ～インクルーシブ教育の推進～	55
2. 生きがいを持って働くために ～雇用・就労支援～	59
3. すこやかな暮らしのために ～保健・医療の充実～	62
4. 自立した生活をおくるために ～福祉サービスの充実～	65
5. 安全で快適な暮らしのために ～福祉のまちづくり～	72
6. 共感しあえる地域づくりのために～人権尊重のまちづくり～	75
第 3 部 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画	78
第 1 章 計画の方向性	79
1. 計画の目的	79
2. 計画の基本理念	79
第 2 章 成果目標と取組指標	80
1. 成果目標	80

2. 取組指標	84
第3章 障害福祉サービスの整備	86
1. 障害支援区分の認定状況	86
2. 障害福祉サービスの実績と見込み	87
第4章 地域生活支援事業の整備	95
1. 必須事業の実績と見込み	95
2. 任意事業の実績と見込み	99
第5章 障害児通所支援等の整備	103
1. 障害児通所支援等の実績と見込み	103
第4部 計画の推進と評価	105
第1章 計画の推進に向けて	106
1. 進行管理体制の確立	106
2. 計画の点検・評価の方策	106
3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築	106
4. 北播磨圏域での連携の方策	106

第 1 部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念として、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方のもと、平成24年3月に「加東市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画」、平成27年3月に「加東市第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

また、平成26年1月には国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、我が国には、締約国として障害者の権利の実現のためのさまざまな措置が求められることとなりました。

さらに、平成28年4月には障害者に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されるなど、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念に基づいた法律の改正、施行が進められています。

このたび、「加東市障害者基本計画」及び「加東市第4期障害福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了し、また、児童福祉法の改正により、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、これまでの障害福祉施策の取組や実績を評価・検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向けて、「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

（1）法的な位置づけ

本計画は、「加東市障害者基本計画」「第5期加東市障害福祉計画」「第1期加東市障害児福祉計画」で構成します。

「加東市障害者基本計画」

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「第 5 期加東市障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

「第 1 期加東市障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的な指針である「第 2 次加東市総合計画」の個別計画として位置付けます。

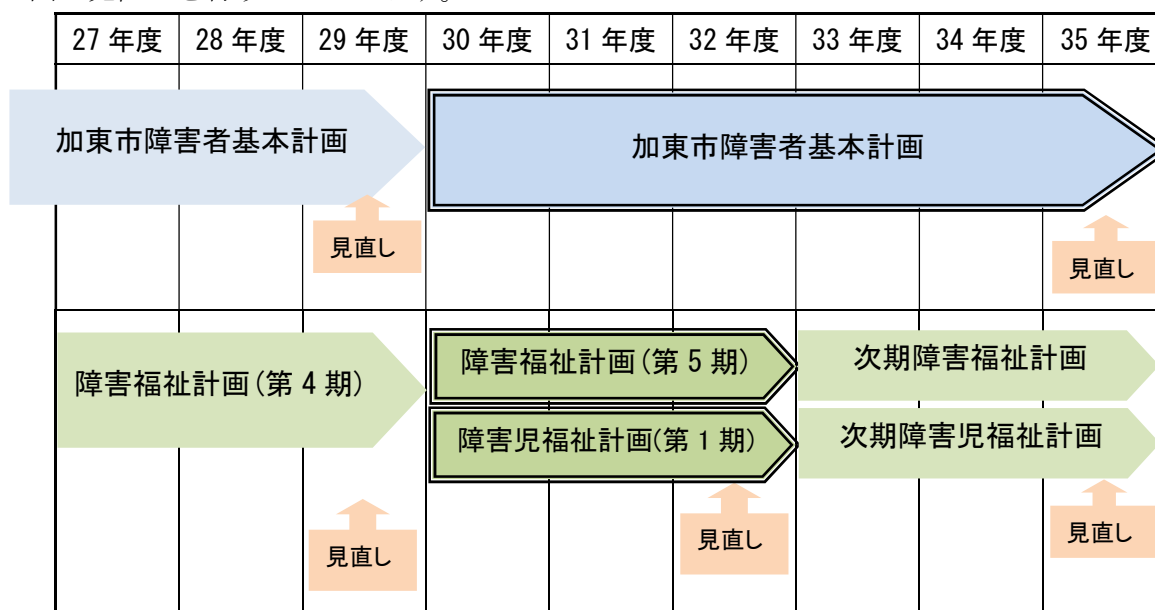
また、他の関連する個別計画や国、県の関連する計画との整合性を保つものとしします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間について、「加東市障害者基本計画」は、本市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、前計画と同様に 6 年間の計画とします。

また、「第 5 期加東市障害福祉計画」は、前計画と同様に 3 年間の計画とし、「第 1 期加東市障害児福祉計画」についても「第 5 期加東市障害福祉計画」と一体のものとして策定することから、同じく 3 年間の計画とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

(1) 障害者（児）実態調査の実施

本計画の策定に当たり、障害者の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある障害者（児）を対象に、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査Ⅰ

① 調査対象

本市在住の身体障害者福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者から無作為抽出

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 17 日まで

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
900	428	47.6%

■アンケート調査Ⅱ

① 調査対象

本市在住の 18 歳未満の児童で、身体障害者福祉手帳又は療育手帳を所持し、又は障害福祉サービス又は障害児通所支援等のサービスを利用し、若しくはサポートファイルを作成している児童の保護者

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、平成 29 年 10 月 11 日から平成 29 年 10 月 20 日まで

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
349	114	32.7%

(2) 関係機関への調査の実施

本計画の策定に当たり、本市及び北播磨圏域における障害者支援の現状や今後の課題を把握するために、障害者支援団体、障害福祉サービス事業者、学校等関係機関を対象に、調査を実施しました。

① 調査対象

1. 市内の障害者団体（当事者・保護者・ボランティア等の団体）
2. 本市在住の児童・生徒が在籍する認定こども園、小・中学校、特別支援学校等
3. 本市が支給決定した受給者が利用している北播磨圏域の障害福祉サービス事業所

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、平成 29 年 10 月 11 日から平成 29 年 10 月 20 日まで

③ 回収状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
団体等	6	5	83.3%
学校・園	36	30	83.3%
事業所	41	28	68.3%

（３）障害者支援地域協議会での審議

本計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画案を取りまとめました。

（４）パブリックコメントの実施

平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 1 月 19 日まで（実施中）

5. 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳保持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第 2 条第 1 項）を計画の対象とします。

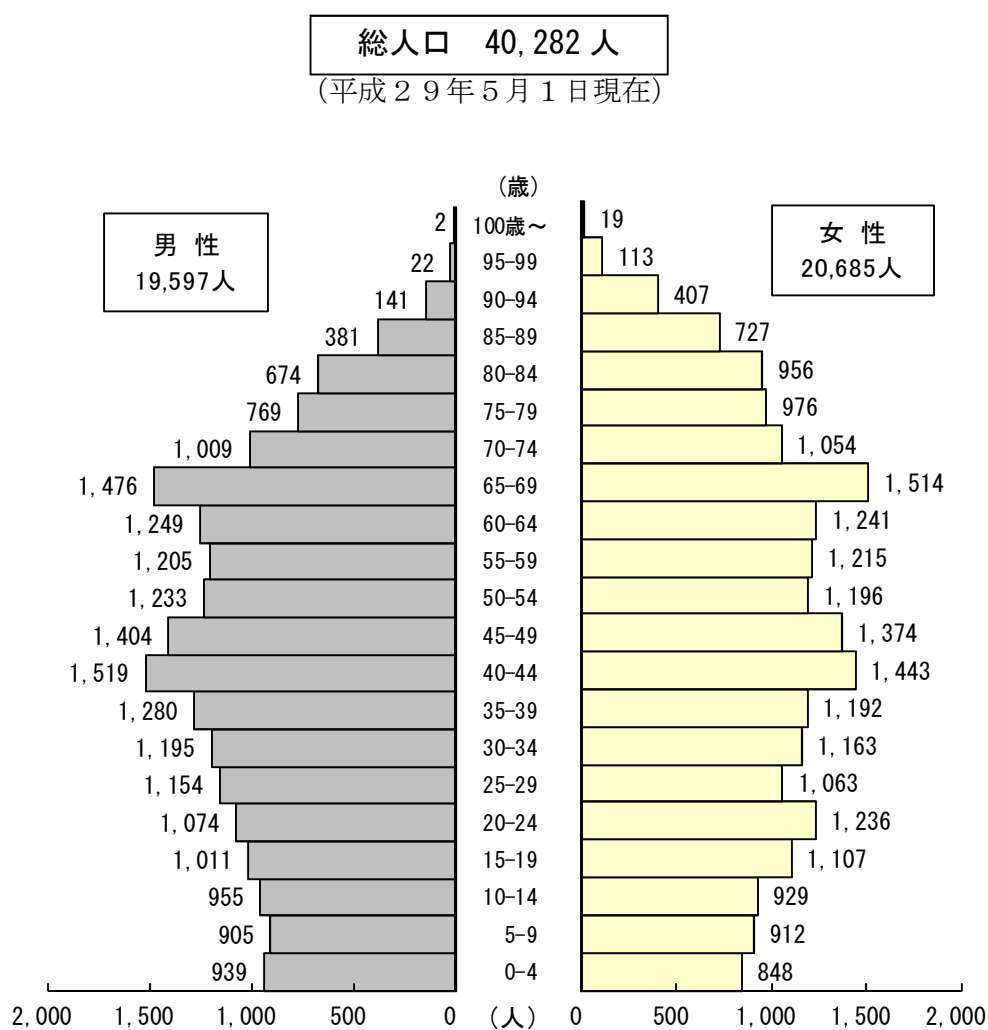
第2章 本市の障害者を取り巻く状況

1. 人口等の状況

○人口構成

平成29年5月1日現在の本市の総人口は、男性は19,597人、女性は20,685人で合計40,282人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「40～44歳」と「65～69歳」の階層がやや多くなっています。



資料：加東市住民基本台帳

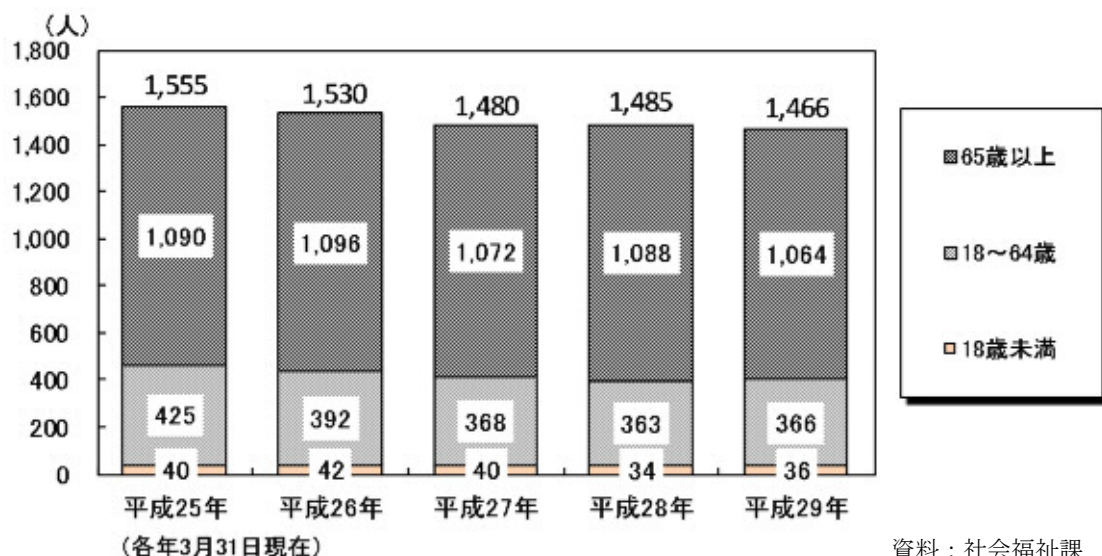
2. 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

①年齢階層別

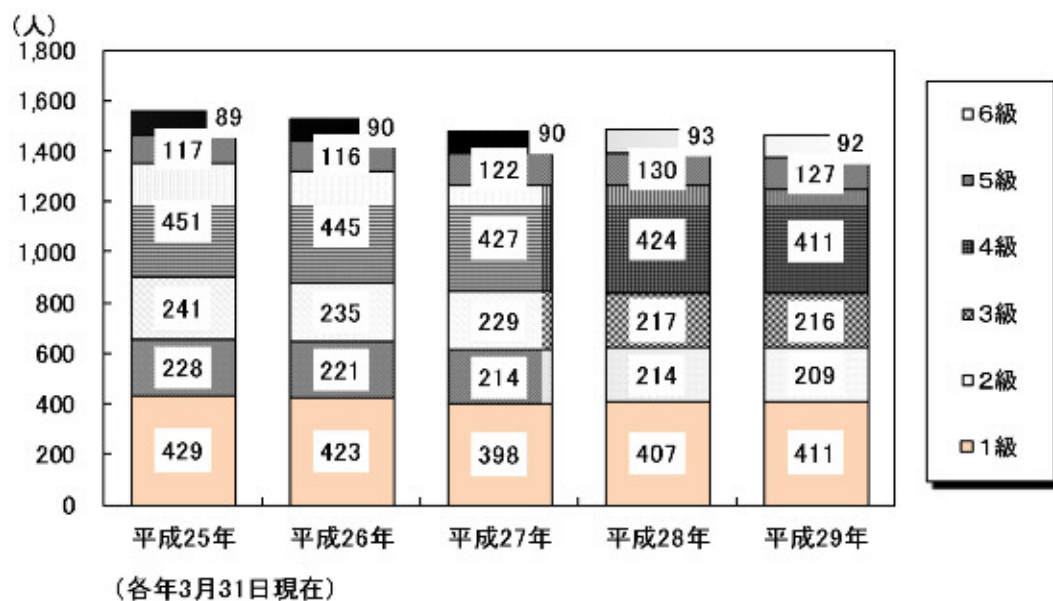
本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年3月31日現在1,466人で、平成25年以降、やや減少傾向にあります。

年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者の割合が高く、平成29年は1,064人で全体の72.6%を占めています。



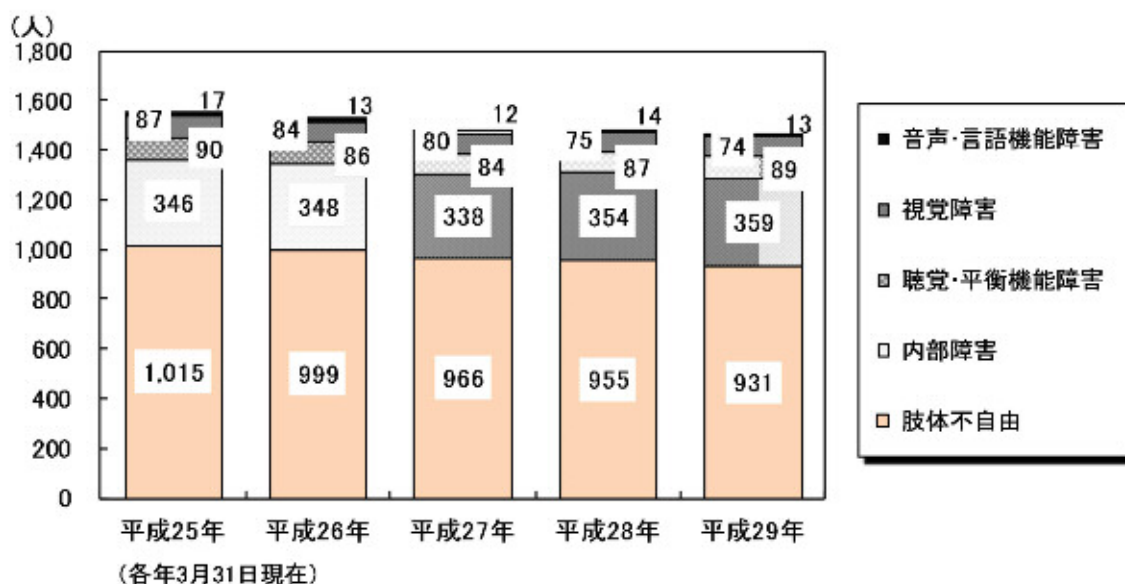
②等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、平成29年は「1級」及び「4級」が最も多く、それぞれ411人で28.0%を占めています。また、1級及び2級を合わせた重度障害者は、620人で全体の42.3%となっています。



③障害種別

障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、平成29年は931人で全体の63.5%を占めています。また、「内部障害」は平成25年から平成29年にかけて3.6%増加しています。



資料：社会福祉課

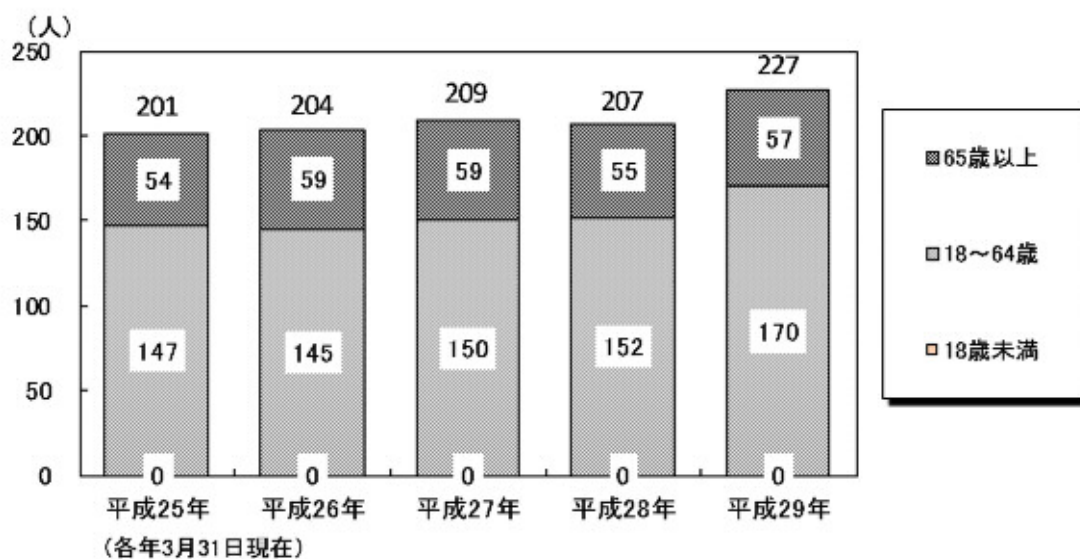
(2) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者(年齢階層別)

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年3月31日現在227人です。

平成25年から平成29年にかけて、26人(12.9%)増加しています。

年齢階層別にみると、平成29年は、18～64歳が170人で、74.9%を占めています。

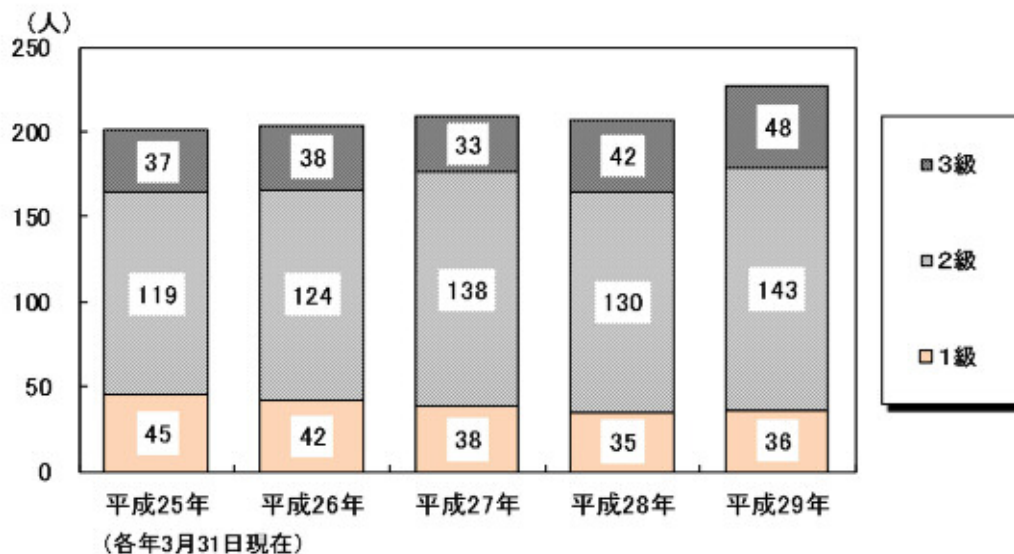


資料：社会福祉課

②精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)

等級別にみると「2級」が多く、平成29年は143人(63.0%)となっています。

「1級」がやや減少しているのに対して、「2級」及び「3級」は増加傾向にあります。

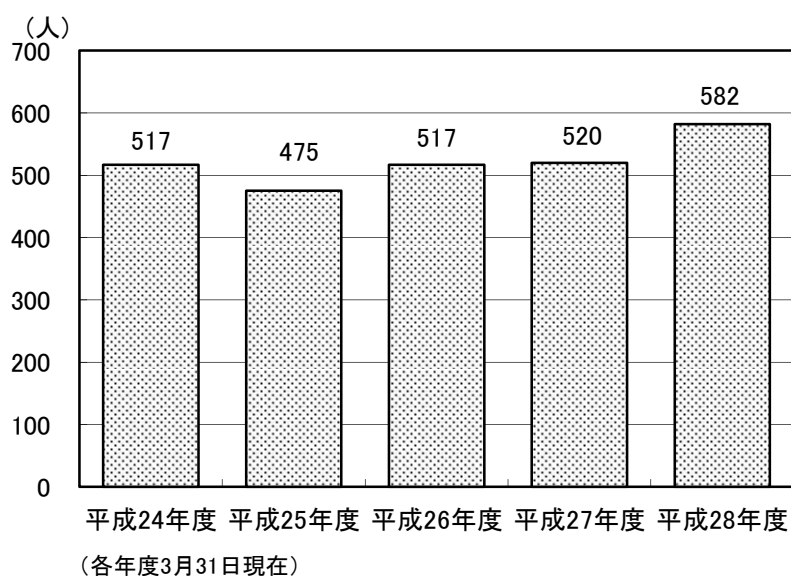


資料：社会福祉課

③自立支援医療費（精神通院医療）申請者

自立支援医療費の申請者数は、平成28年度は582人でした。

推移を見ると、平成25年度以降やや増加傾向にあります。



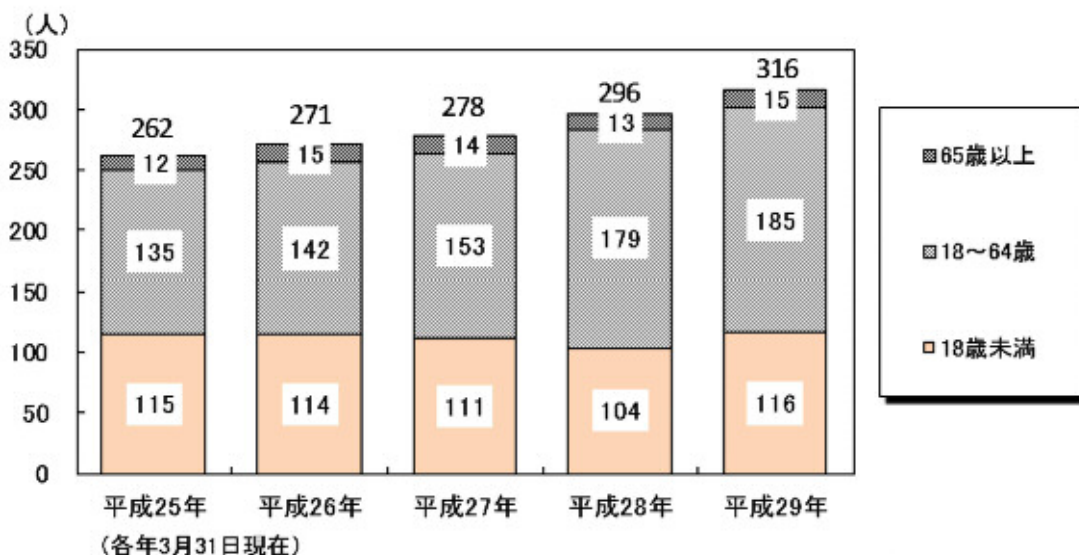
資料：社会福祉課

(3) 療育手帳所持者の状況

①年齢階層別

本市の療育手帳所持者は、平成29年3月31日現在316人で、平成25年の262人から54人(20.6%)増加しています。

年齢階層別にみると、18～64歳が平成29年は185人で58.5%を占めています。

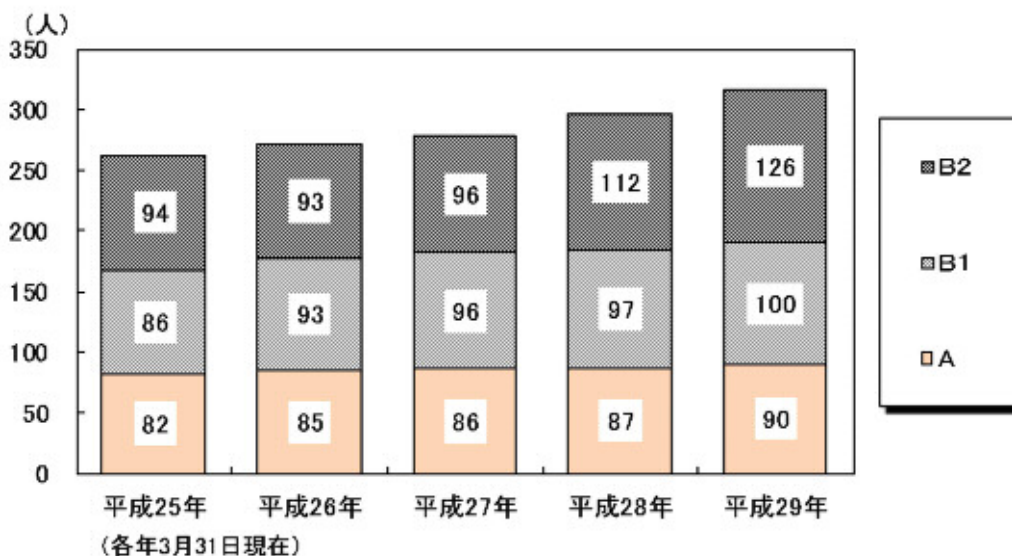


資料：社会福祉課

②判定別

療育手帳所持者を判定別にみると、「B2」が多く、平成29年は126人(39.9%)となっています。

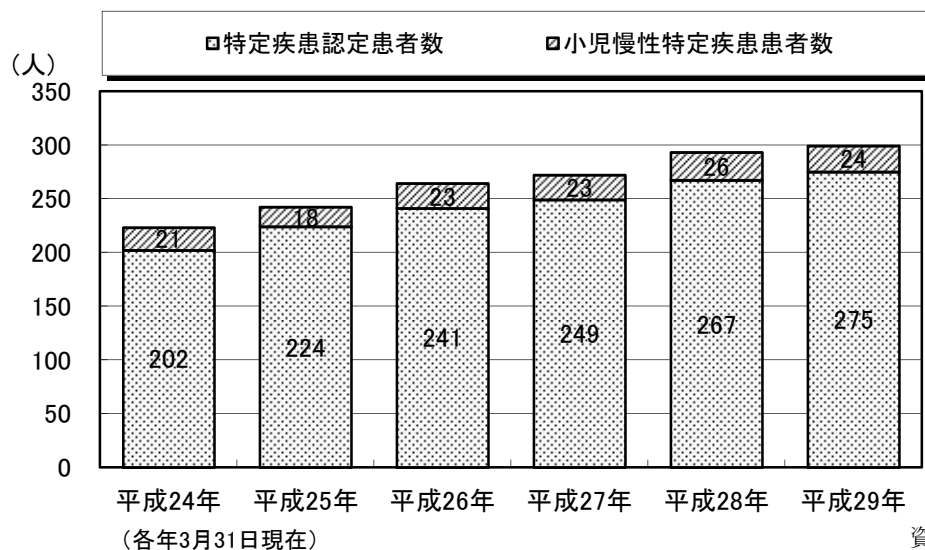
また、「B2」は平成25年から平成29年にかけて、32人(34.0%)増加しています。



資料：社会福祉課

(4) 難病患者等の状況

本市の指定難病（平成26年以前は特定疾患）患者は、平成29年3月31日現在275人、小児慢性特定疾病（平成26年以前は小児慢性特定疾患）児童等は24人で、どちらも増加傾向にあります。



資料：加東健康福祉事務所

(5) 障害支援区分認定者の状況

① 認定者数の推移

本市の障害支援区分認定者（支給決定者）は、平成28年度は44人で、身体障害者14人、知的障害者20人、精神障害者10人となっています。

		平成26年	平成27年	平成28年
身体	居宅	3	10	11
	施設	7	12	3
	計	10	22	14
知的	居宅	14	18	7
	施設	8	11	13
	計	22	29	20
精神	居宅	1	14	10
	施設	0	0	0
	計	1	14	10
計	居宅	18	42	28
	施設	15	23	16
	計	33	65	44

資料：社会福祉課

②認定区分別人数の内訳

平成 28 年度支給決定者の区分別の人数をみると、身体障害者は区分 6、知的障害者は区分 5、精神障害者は区分 3、4 がそれぞれ最も多くなっています。

	身体	知的	精神
区分 1	0	0	0
区分 2	0	0	2
区分 3	4	1	4
区分 4	2	5	4
区分 5	0	8	0
区分 6	8	6	0
計	14	20	10

資料：社会福祉課

3. 就学等の状況

(1) 認定こども園・幼稚園等の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、特別な支援を必要とする児童の在籍状況は、保育所 69 人、認定こども園 80 人、幼稚園 23 人となっています。

(単位：人) 各年 4 月 1 日現在

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
認定こども園 (9 園)	在籍児数	152	730	862
	対象児数	29	110	80
	加配保育士数	2	14	13
保育所 (6 所)	在籍児数	1,022	439	334
	対象児数	153	64	69
	加配保育士数	20	5	5
幼稚園 (3 園)	在籍児数	140	142	128
	対象児数	4	4	23
	加配数 (KA)	3	3	2

資料：学校教育課・子育て支援課・
兵庫教育大学附属幼稚園

(2) 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が、全児童・生徒数に占める割合は、平成 27 年度以降増加傾向にあります。

各年 3 月現在

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	人 数	111	120	203
	全児童に占める割合	5.0%	5.5%	9.2%
中学校	人 数	16	51	53
	全生徒に占める割合	1.2%	3.7%	4.0%

資料：学校教育課・兵庫教育大学
附属小学校・附属中学校

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級の学級数は、平成 29 年 4 月現在、小学校 17 学級、中学校 6 学級となっています。

障害の種別にみると、「自閉・情緒障害」は、小学校では学級数、児童数とも増加しています。

■特別支援学級の状況 1

(児童・生徒数：人) 各年 4 月現在

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	学校数	10	10	10
	設置校数	8	7	8
	学級数	15	16	17
	児童数	48	52	57
中学校	学校数	4	4	4
	設置校数	3	3	3
	学級数	9	7	6
	生徒数	31	26	20

資料：学校教育課・兵庫教育大学
附属小学校・附属中学校

■特別支援学級の状況 2

			平成27年	平成28年	平成29年
知的障害	小学校	学級数	7	6	7
		児童数	23	20	23
	中学校	学級数	4	3	3
		生徒数	24	21	14
自閉・情緒障害	小学校	学級数	7	7	8
		児童数	24	28	31
	中学校	学級数	3	2	2
		生徒数	5	3	5
難聴	小学校	学級数	1	1	1
		児童数	1	1	1
	中学校	学級数	0	0	0
		生徒数	0	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	0	2	1
		児童数	0	3	2
	中学校	学級数	2	2	1
		生徒数	2	2	1

資料：学校教育課

(4) 通級指導の状況

平成 29 年 4 月現在、通級指導教室は、小学校に 1 教室、中学校に 1 教室あります。

(単位：人) 各年 4 月現在

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
LD／ADHD 等	教室数	—	—	2
	対象人数	—	—	17

資料：社会福祉課

(5) 特別支援学校の状況

平成 29 年 10 月 1 日現在、特別支援学校の在籍状況は、次のとおりです。

(単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
県立北はりま特別支援学校	5	9	22	36
県立姫路聴覚特別支援学校	0	0	1	1
県立高等特別支援学校			3	3

資料：教育総務課

4. 雇用・就労の状況

○ 民間企業における雇用状況

兵庫県内の民間企業における障害者の雇用状況をみると、実雇用率は、平成 23 年から平成 28 年までの間に、1.72%から 1.97%に上昇しています。

また、法定雇用率達成企業の割合は、平成 28 年 6 月 1 日時点で 51.9%となっています。

本市における障害者の就労に関する相談は、毎年一定の割合で相談がありますが、一般就労につながる人数は少ない状況です。

■兵庫県内の民間企業における雇用状況

(各年 6 月 1 日現在)

	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	
平成23年	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	52.3
平成24年	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	54.0
平成25年	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	47.4
平成26年	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	49.1
平成27年	3,069	675,093.0	13,266.5	1.97	51.8
平成28年	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	51.9
合 計	17,547	3,952,110.0	73,680.0	1.86	52.3

資料：兵庫労働局

■就労に関する相談対応件数

相談先区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
加東市社会福祉課	195	129	173
加東市障害者相談支援センター	130	75	86
北播磨障害者就労・生活支援センター	159	122	168

資料：社会福祉課

■相談支援により一般就労につながった人数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別支援学校から	1	2	0
障害福祉サービスから	3	2	2
北播磨障害者就労・生活支援センターから	2	2	3

資料：社会福祉課

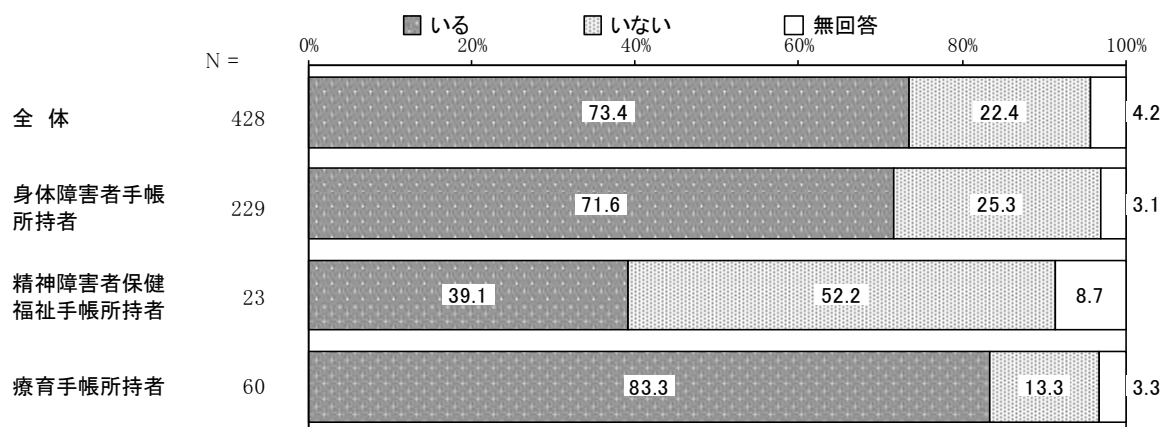
5. アンケート調査からみた障害者の状況

■ アンケート調査Ⅰ・・・平成29年2月に実施した障害者手帳所持者（無作為抽出）を対象としたアンケート調査の結果を整理しました。

※手帳の種別が無回答の人は、種別ごとの結果に含まれていません。

（１）介助者の有無

毎日の生活で介助してくれる人の有無について、いる人は身体障害者 71.6%、精神障害者 39.1%、知的障害者 83.3%となっています。

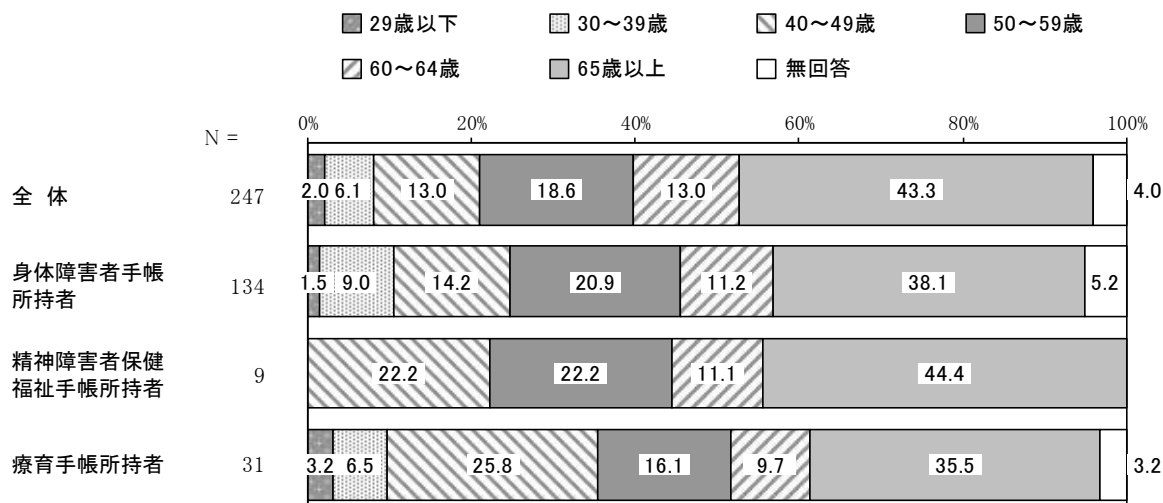


（２）介助者の年齢層

身体障害者手帳所持者では、「65 歳以上」の割合が 38.1%と最も高く、次いで「50～59 歳」の割合が 20.9%、「40～49 歳」の割合が 14.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「65 歳以上」が 44.4%、「40～49 歳」、「50～59 歳」が 22.2%となっています。

療育手帳所持者では、「65 歳以上」の割合が 35.5%と最も高く、次いで「40～49 歳」の割合が 25.8%、「50～59 歳」の割合が 16.1%となっています。



(3) 介助者が病気等で介助できない場合の対応

身体障害者手帳所持者では、「一緒に住んでいるほかの家族に頼む」の割合が 50.7%と最も高く、次いで「親戚に頼む」の割合が 19.4%、「ショートステイを利用する」の割合が 14.9%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「介助を頼める人がいなくて困っている」が 33.3%、「一緒に住んでいるほかの家族に頼む」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、「一緒に住んでいるほかの家族に頼む」の割合が 67.7%と最も高く、次いで「ショートステイを利用する」の割合が 22.6%、「親戚に頼む」の割合が 16.1%となっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	一緒に住んでいるほかの家族に頼む	親戚に頼む	ショートステイを利用する	ホームヘルプサービスを利用する	近所の人や知り合いに頼む	家政婦など介助してくれる人を雇う	ボランティアセンターなどからボランティアに来てもらう	介助を頼める人がいなくて困っている	その他	無回答
全 体	247	48.2	17.4	15.0	10.9	4.0	—	1.2	9.7	14.2	10.9
身体障害者手帳所持者	134	50.7	19.4	14.9	11.2	5.2	—	0.7	6.7	11.2	11.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	9	11.1	—	—	—	—	—	—	33.3	55.6	11.1
療育手帳所持者	31	67.7	16.1	22.6	3.2	—	—	—	12.9	6.5	3.2

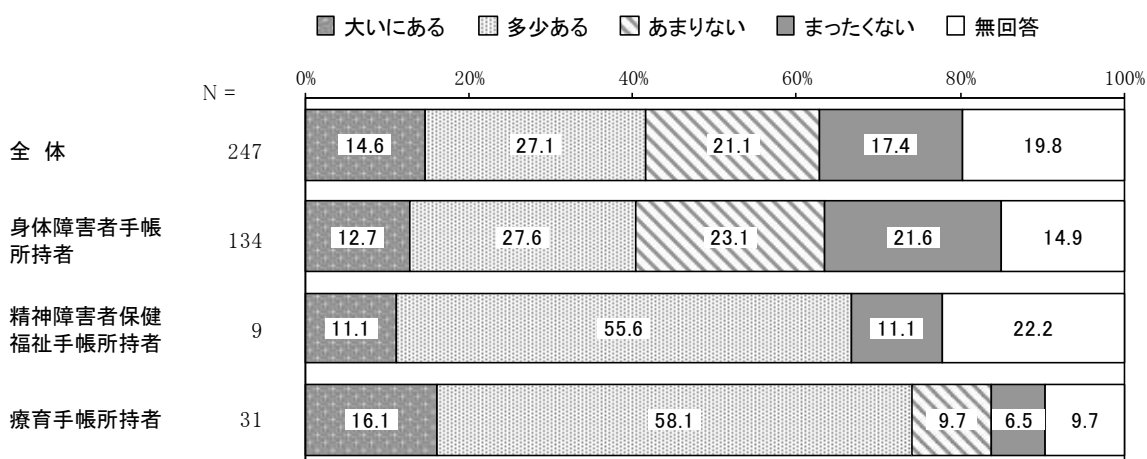
(4) 介助者が困っていること

【A 介助のために体が疲れている】

身体障害者手帳所持者では、『ある』の割合が 40.3%、『ない』の割合が 44.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「多少ある」が 55.6%、「大いにある」、「まったくない」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、『ある』の割合が 74.2%、『ない』の割合が 16.2%となっています。



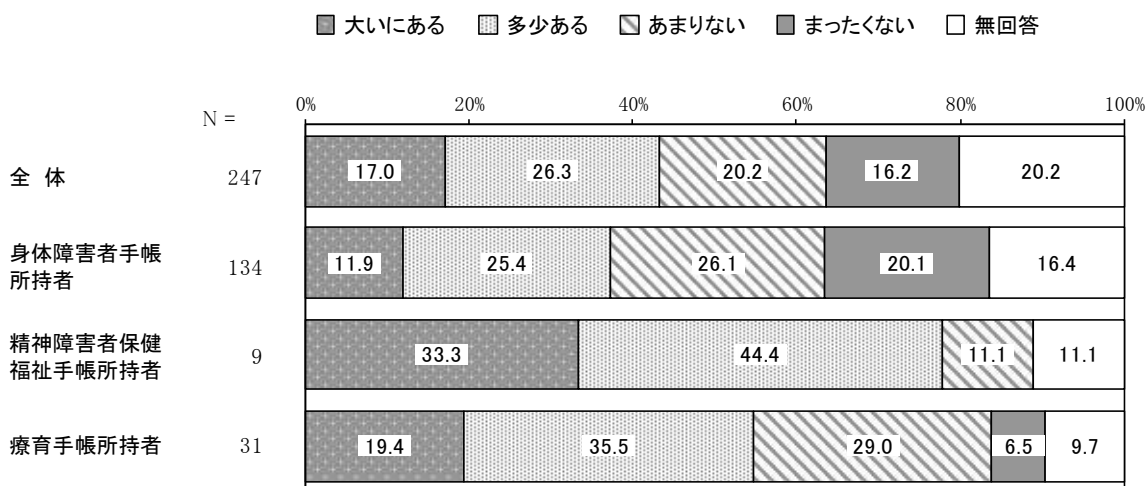
【B 介助のために気持ちや心が疲れている】

全体では、「大いにある」と「多少ある」をあわせた『ある』の割合が 43.3%、「あまりない」と「まったくない」をあわせた『ない』の割合が 36.4%となっています。

身体障害者手帳所持者では、『ある』の割合が 37.3%、『ない』の割合が 46.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「多少ある」が 44.4%、「大いにある」が 33.3%、「あまりない」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、『ある』の割合が 54.9%、『ない』の割合が 35.5%となっています。

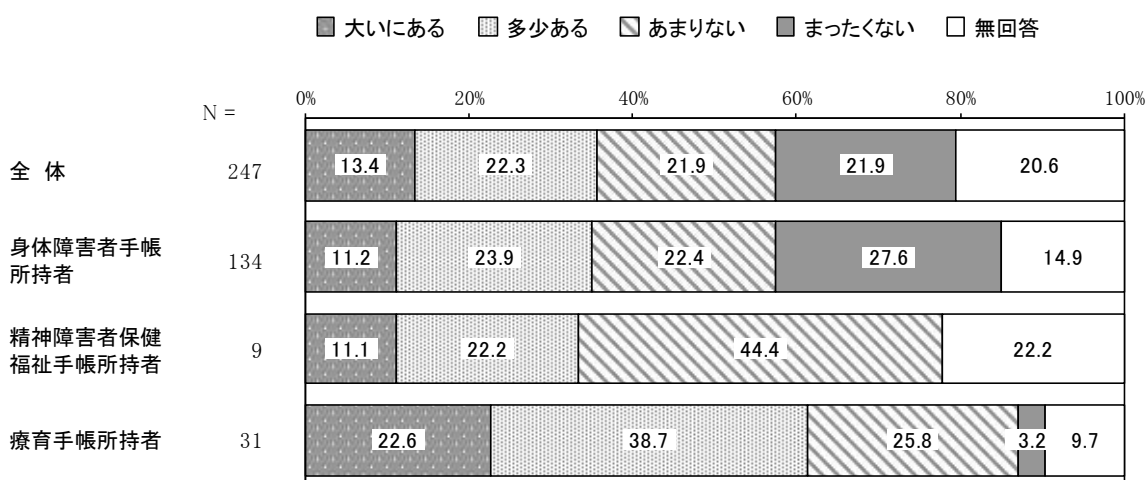


【C 思うように外出できない】

身体障害者手帳所持者では、『ある』の割合が 35.1%、『ない』の割合が 50.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「あまりない」が 44.4%、「多少ある」が 22.2%、「大いにある」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、『ある』の割合が 61.3%、『ない』の割合が 29.0%となっています。

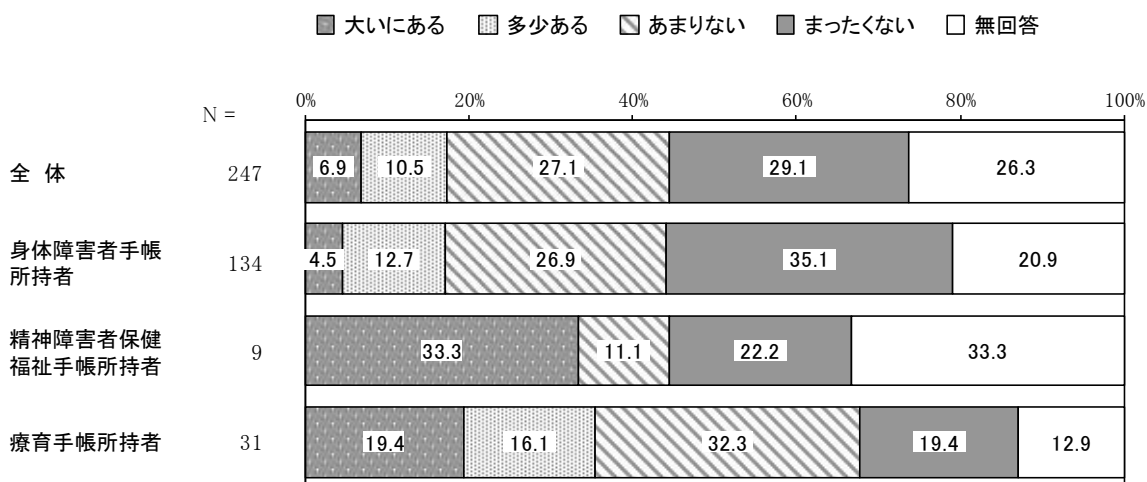


【D 福祉サービスを利用したくても利用できる事業者がない】

身体障害者手帳所持者では、『ある』の割合が 17.2%、『ない』の割合が 62.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「大いにある」が 31.3%、「まったくない」が 22.2%、「あまりない」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、『ある』の割合が 35.5%、『ない』の割合が 51.7%となっています。



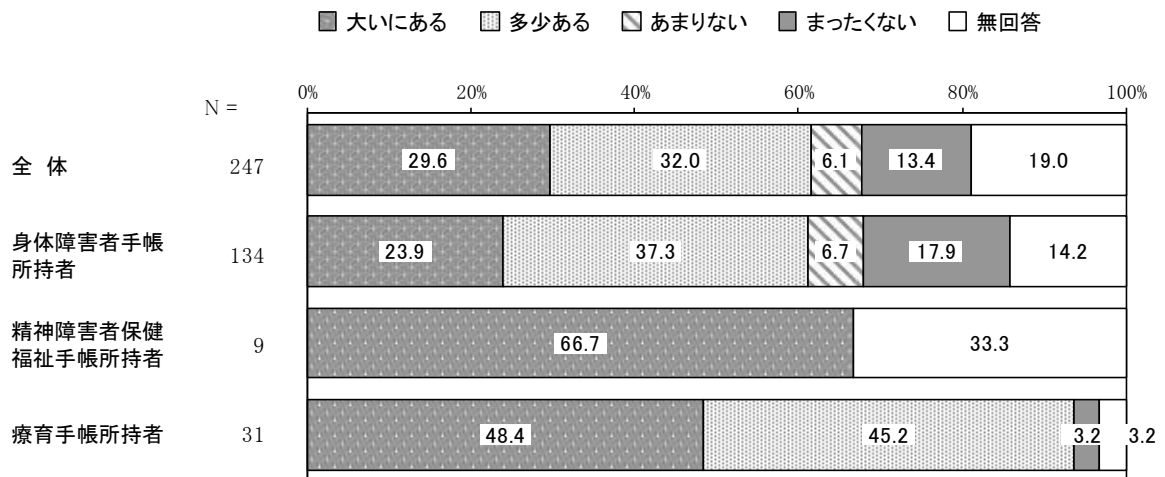
【E 将来の見通しに不安がある】

全体では、「大いにある」と「多少ある」をあわせた『ある』の割合が 61.6%、「あまりない」と「まったくない」をあわせた『ない』の割合が 19.5%となっています。

身体障害者手帳所持者では、『ある』の割合が 61.2%、『ない』の割合が 24.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「大いにある」が 66.7%となっています。

療育手帳所持者では、『ある』の割合が 93.6%、『ない』の割合が 3.2%となっています。

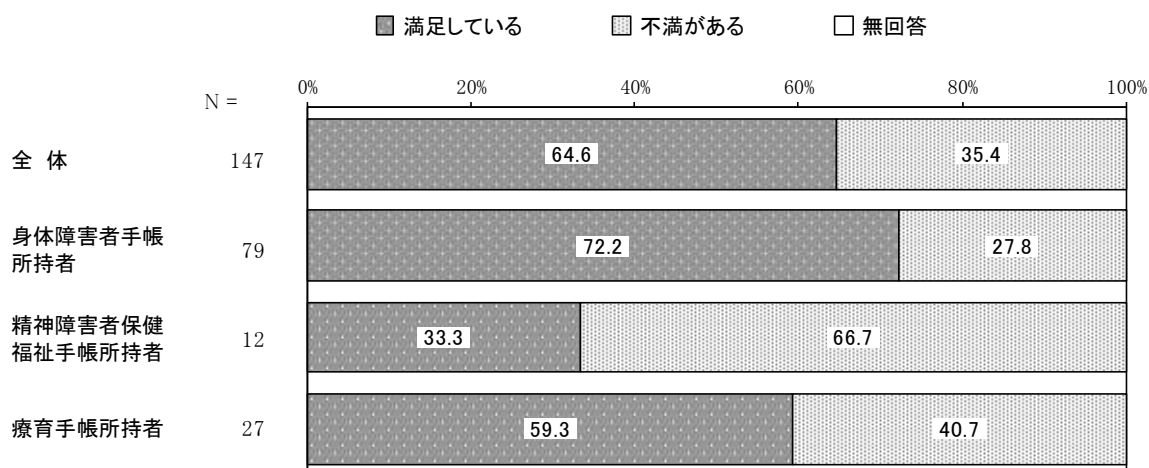


（５）働いている方の仕事に対する満足度

身体障害者手帳所持者では、「満足している」の割合が 72.2%、「不満がある」の割合が 27.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「満足している」の割合が 33.3%、「不満がある」の割合が 66.7%となっています。

療育手帳所持者では、「満足している」の割合が 59.3%、「不満がある」の割合が 40.7%となっています。



（６）仕事に対する不満

身体障害者手帳所持者では、「給料が少ない」の割合が 54.5%と最も高く、次いで「上手に指導してくれる人や困ったときに相談できる人がいない」の割合が 36.4%、「昇進や能力の評価をきちんとしてくれない」、「他の従業員との人間関係がうまくいかない」、「いつやめさせられるかわからない」の割合が 27.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「給料が少ない」が 75.0%、「障害者が働ける設備や作業環境が整っていない」、「上手に指導してくれる人や困ったときに相談できる人がいない」、「仕事にやりがいを感じられない」が 37.5%となっています。

療育手帳所持者では、「給料が少ない」、「会社や作業所などへ通うための交通が不便」の割合が 45.5%と最も高く、次いで、「上手に指導してくれる人や困ったときに相談できる人がいない」、「他の従業員との人間関係がうまくいかない」の割合が 36.4%となっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	給料が少ない	一日の働く時間が長い	病院へ行くための時間を自由に取れない	障害者が働ける設備や作業環境が整っていない	会社や作業所などへ通うための交通が不便	上手に指導してくれる人や困ったときに相談できる人がいない	他の従業員が障害に対して十分に理解をしていない
全 体	52	51.9	11.5	3.8	15.4	15.4	30.8	9.6
身体障害者手帳所持者	22	54.5	9.1	4.5	18.2	9.1	36.4	13.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	8	75.0	12.5	—	37.5	12.5	37.5	12.5
療育手帳所持者	11	45.5	18.2	—	9.1	45.5	36.4	9.1

区分	昇進や能力の評価をきちんとしてくれない	他の従業員との人間関係がうまくいかない	仕事にやりがいを感じられない	自分にあつた仕事をさせてもらえない	いつやめさせられるかわからない	その他	無回答
全 体	13.5	25.0	21.2	13.5	17.3	9.6	—
身体障害者手帳所持者	27.3	27.3	18.2	18.2	27.3	9.1	—
精神障害者保健福祉手帳所持者	—	12.5	37.5	12.5	12.5	12.5	—
療育手帳所持者	9.1	36.4	18.2	—	—	9.1	—

(7) 通所・通学されている方が感じていること

身体障害者手帳所持者では、「通所・通学に時間がかかる」が 50.0%、「今の保育所や学校などに満足している」、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」が 33.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「特にない」のみの回答となっています。
療育手帳所持者では、「特別支援教育に関する研修や免許を有する教師が少ない」、「特にない」が 40.0%、「今の保育所や学校などに満足している」、「通所・通学に時間がかかる」、「合理的配慮の考え方に沿った保育や授業の内容となっていない」、「障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい」が 20.0%となっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	今の保育所や学校などに満足している	障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない	周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない	送迎の体制が不十分	通所・通学に時間がかかる	進路指導が不十分（自立して働けるような力をつけさせてほしい）	障害が理由で利用できない設備がある
全 体	14	14.3	—	7.1	14.3	35.7	7.1	—
身体障害者手帳所持者	6	33.3	—	—	16.7	50.0	—	—
精神障害者保健福祉手帳所持者	1	—	—	—	—	—	—	—
療育手帳所持者	5	20.0	—	—	—	20.0	—	—

区分	合理的配慮の考え方に沿った保育や授業の内容となっていない	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	学校に学童保育（アフタースクール）があるが利用しにくい	障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい	特別支援教育に関する研修や免許を有する教師が少ない	特にない	その他	無回答
全 体	14.3	21.4	7.1	21.4	28.6	28.6	14.3	7.1
身体障害者手帳所持者	—	33.3	—	16.7	16.7	16.7	16.7	—
精神障害者保健福祉手帳所持者	—	—	—	—	—	100.0	—	—
療育手帳所持者	20.0	—	—	20.0	40.0	40.0	—	—

(8) 外出時に困ること

身体障害者手帳所持者では、「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」の割合が31.0%と最も高く、次いで「障害者用駐車場や駐車スペースが少ない」が26.6%、「道路や施設に段差が多い」が25.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「外出の際、周囲の人の目が気になる」の割合が34.8%と最も高く、次いで「緊急の時どうしたらいいかわからない」、「人と話すことが難しい」、「初めての場所へ一人で行けない」、「特にない」の割合が21.7%となっています。

療育手帳所持者では、「初めての場所へ一人で行けない」の割合が40.0%と最も高く、次いで「緊急の時どうしたらいいかわからない」が38.3%、「人と話すことが難しい」が35.0%となっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	道路や施設に段差が多い	建物の出入り口が狭い	障害者用のトイレが少ない	歩道などに自転車や看板などの障害物が多い	点字ブロックが少ない	障害者用駐車場や駐車スペースが少ない	バスや電車などの交通機関が利用しにくい	自動車などに危険を感じる	標識や案内がわかりにくい	音の出る信号機が少ない	点字や音声、文字などによるわかりやすい案内が少ない
全 体	428	20.1	3.5	16.8	5.8	1.4	20.8	29.2	11.9	5.1	1.4	2.1
身体障害者手帳所持者	229	25.3	3.9	21.4	8.7	2.2	26.6	31.0	12.2	4.4	1.3	2.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	4.3	4.3	—	—	—	—	13.0	8.7	—	—	—
療育手帳所持者	60	10.0	3.3	13.3	3.3	—	11.7	31.7	15.0	11.7	—	—

区分	利用する施設にエレベーターやスロープなどの設備が整っていない	介助してくれる人がいない	緊急の時どうしたらいいかわからない	切符の買い方やバスの料金の払い方がわからない	人と話すことが難しい	外出の際、周囲の人の目が気になる	初めての場所へ一人で行けない	外出する必要がある	その他	特にない	無回答
全 体	9.1	6.5	19.2	7.9	11.2	11.7	21.0	1.6	5.1	20.6	9.6
身体障害者手帳所持者	12.7	8.7	17.5	5.2	8.3	11.4	18.3	1.7	5.7	22.7	6.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	—	4.3	21.7	4.3	21.7	34.8	21.7	—	4.3	21.7	17.4
療育手帳所持者	3.3	10.0	38.3	26.7	35.0	18.3	40.0	5.0	1.7	18.3	5.0

(9) 災害時に困ること

身体障害者手帳所持者では、「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「避難場所が障害のある人に配慮されていない」が 29.3%、「必要な薬が手に入らない・治療が受けられない」が 27.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「必要な薬が手に入らない・治療が受けられない」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」、「助けを求めてもすぐに助けに来てくれる人がいない」の割合が 30.4%となっています。

療育手帳所持者では、「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」、「周囲の人との意思疎通がうまくできない」の割合が 36.7%と最も高く、次いで、「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」が 33.3%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	どこで、どんな災害が 起こったのかすぐに わからない	助けを求め ない	助けを求めても すぐに わからない	安全な場所へ避難する のに時間がかかる	被害の状況や避難場所 がわからない	周囲の人との意思疎通 がうまくできない	避難場所が必要な 介助(介護)をしてもら えない	必要な薬が手に入ら ない・治療が受けられ ない
全 体	428	25.2	15.2	15.7	34.8	15.9	14.5	13.3	26.2
身体障害者手帳所持者	229	23.6	12.7	17.5	41.0	14.4	11.8	14.4	27.1
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	30.4	21.7	30.4	17.4	21.7	26.1	21.7	65.2
療育手帳所持者	60	36.7	23.3	20.0	33.3	28.3	36.7	21.7	23.3

区分	補装具や日常生活用具 が使えなくなる	避難場所が障害のある 人に配慮されていない	わからない	特にな い	その他	無回 答
全 体	10.7	26.2	7.0	13.6	4.2	7.0
身体障害者手帳所持者	12.2	29.3	7.9	11.4	5.2	6.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	13.0	21.7	4.3	17.4	—	4.3
療育手帳所持者	6.7	23.3	11.7	11.7	3.3	3.3

(10) 社会参加のために必要な支援

身体障害者手帳所持者では、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」の割合が 37.6%と最も高く、次いで「行事などの会場までの移動や交通手段が便利になる」の割合が 32.8%、「行事や活動の内容、会場の設備などが障害のある人に配慮されるようになる」の割合が 30.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「一緒にする仲間がたくさんいる」の割合が 43.5%と最も高く、次いで「行事などの会場までの移動や交通手段が便利になる」の割合が 39.1%、「身近で参加できる行事や活動がたくさんある」、「どんな行事や活動があるのか十分に情報が伝えられる」、「移動や意思疎通を助けてくれる人がいる」、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」の割合が 34.8%となっています。

療育手帳所持者では、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」の割合が 53.3%と最も高く、次いで「移動や意思疎通を助けてくれる人がいる」の割合が 45.0%、「行事や活動の内容、会場の設備などが障害のある人に配慮されるようになる」の割合が 41.7%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	身近で参加できる行事や活動がたくさんある	どんな行事や活動があるのか十分に情報が伝えられる	移動や交通手段が便利になる	移動や意思疎通を助けてくれる人がいる	行事や活動の内容、会場の設備などが障害のある人に配慮されるようになる	家族が参加を反対せずに理解して協力してくれる	一緒にする仲間がたくさんいる	行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める	その他	無回答
全 体	428	25.0	23.8	30.6	25.7	28.3	13.6	25.5	34.1	4.9	20.8
身体障害者手帳所持者	229	23.1	24.5	32.8	26.6	30.6	10.0	22.7	37.6	5.7	16.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	34.8	34.8	39.1	34.8	21.7	26.1	43.5	34.8	—	17.4
療育手帳所持者	60	33.3	28.3	30.0	45.0	41.7	20.0	28.3	53.3	3.3	15.0

(11) 障害福祉サービス等の情報源

身体障害者手帳所持者では、「「広報かとう」」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「市役所の窓口（社会福祉課）」の割合が 40.6%、「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が 18.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「市役所の窓口（社会福祉課）」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「病院の医師・看護師」の割合が 34.8%、「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が 30.4%となっています。

療育手帳所持者では、「市役所の窓口（社会福祉課）」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「作業所や障害者の施設などの職員」の割合が 35.0%、「家族」の割合が 25.0%となっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	市役所の窓口（社会福祉課）	「広報かとう」	「障害者福祉のしおり」などの冊子	健康福祉事務所（保健所）	学校	作業所や障害者の施設などの職員	病院の医師・看護師	ホームヘルパーやガイドヘルパー	ボランティア	友だち・仲間
全 体	428	36.2	38.1	15.7	4.4	0.5	10.0	15.0	4.0	1.4	11.7
身体障害者手帳所持者	229	40.6	42.4	16.2	4.4	0.9	6.1	15.3	4.8	1.3	13.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	56.5	21.7	17.4	8.7	—	26.1	34.8	4.3	4.3	17.4
療育手帳所持者	60	36.7	20.0	10.0	6.7	1.7	35.0	13.3	1.7	1.7	15.0

区分	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	障害者団体	家族	インターネット	テレビ・ラジオ・新聞	本や雑誌	情報を入手できない	障害者生活支援センター	その他	無回答
全 体	4.2	7.9	4.4	15.4	11.0	17.8	3.7	4.9	5.8	4.9	8.9
身体障害者手帳所持者	2.6	8.3	5.2	14.4	14.4	18.8	4.4	6.1	3.5	4.4	7.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	4.3	8.7	4.3	17.4	13.0	30.4	17.4	—	17.4	4.3	8.7
療育手帳所持者	—	5.0	6.7	25.0	3.3	8.3	—	6.7	16.7	3.3	6.7

(12) これからの生活に対する不安

身体障害者手帳所持者では、「自分の体、健康・障害のこと」の割合が 68.6%と最も高く、次いで「自分が高齢になってからのこと」の割合が 48.5%、「生活に必要なお金・収入のこと」の割合が 47.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自分の体、健康・障害のこと」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「生活に必要なお金・収入のこと」の割合が 60.9%、「自分が高齢になってからのこと」の割合が 52.2%となっています。

療育手帳所持者では、「親が高齢になり、いなくなったときのこと」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「自分の体、健康・障害のこと」の割合が 51.7%、「生活に必要なお金・収入のこと」、「自分が高齢になってからのこと」の割合が 48.3%となっています。

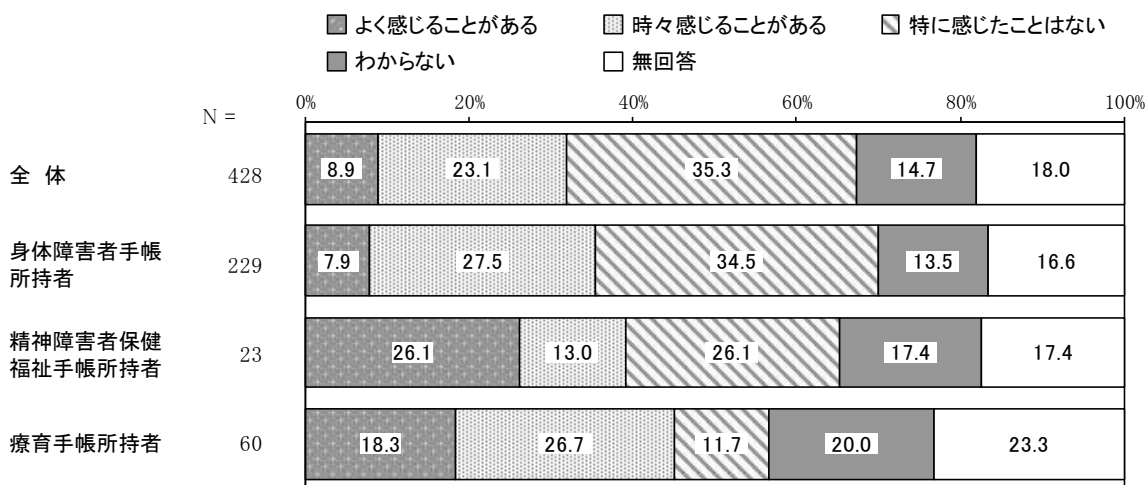
単位：％

区分	有効回答数 (件)	自分の体、健康・障害のこと	生活に必要なお金・収入のこと	住まい・生活の場所のこと	介助してくれる人のこと	利用できる障害福祉サービスのこと	結婚や子育てのこと	進学や学校のこと	就職や仕事のこと
全 体	428	65.2	47.9	22.0	28.0	23.8	5.4	2.6	12.9
身体障害者手帳所持者	229	68.6	47.6	21.4	29.3	21.4	3.9	1.3	9.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	65.2	60.9	39.1	30.4	26.1	21.7	4.3	34.8
療育手帳所持者	60	51.7	48.3	30.0	25.0	30.0	13.3	11.7	21.7

区分	自分が高齢になってからのこと	親が高齢になり、いなくなったときのこと	特に不安はない	その他	無回答
全 体	46.0	21.3	6.3	1.6	11.0
身体障害者手帳所持者	48.5	18.3	6.1	1.3	8.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	52.2	47.8	4.3	4.3	8.7
療育手帳所持者	48.3	55.0	8.3	1.7	15.0

(13) 差別や偏見を感じたこと

「よく感じることもある」は、精神障害者保健福祉手帳所持者が 26.1%と高く、「よく感じることもある」と「時々感じることもある」を合わせた割合は、身体障害者手帳所持者 35.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者 39.1%、療育手帳所持者 45.0%となっています。



(14) 差別や偏見を感じた場面

身体障害者手帳所持者では、「仕事や収入」の割合が 39.5%と最も高く、次いで「近所づきあい」が 33.3%、「地域の行事」が 32.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「近所づきあい」が 77.8%、「地域の行事」、「仕事や収入」が 44.4%となっています。

療育手帳所持者では、「地域の行事」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「近所づきあい」が 37.0%、「電車、バス等の利用時」、「学校、保育園等の対応」が 25.9%となっています。

単位：%

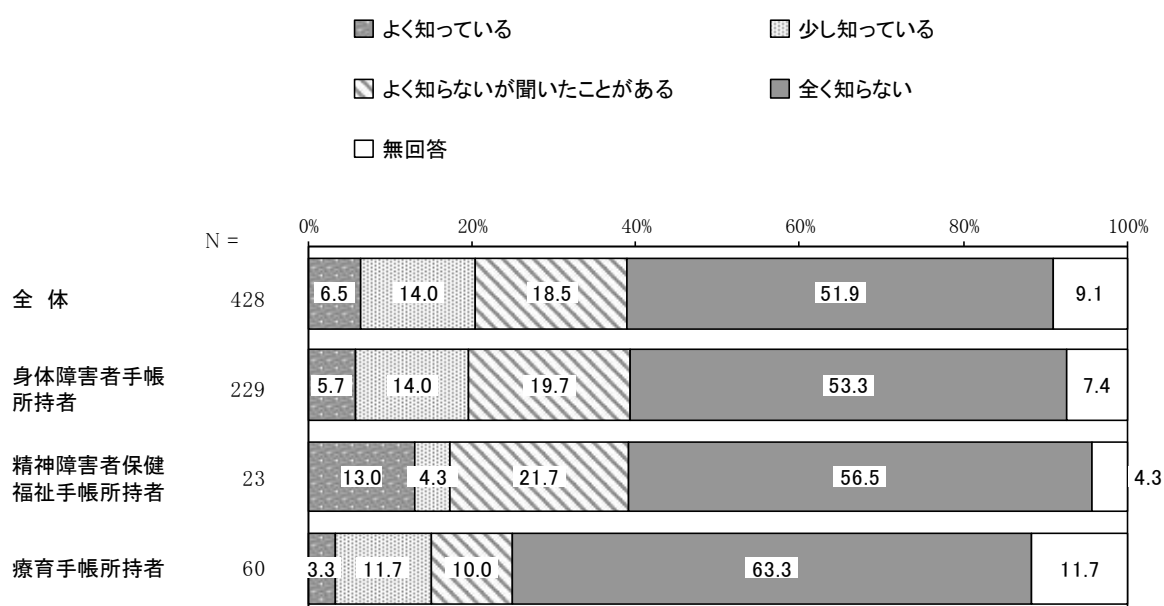
区分	有効回答数(件)	近所づきあい	地域の行事	仕事や収入	電車、バス等の利用時	病院や診療所の対応	お店の対応	学校、保育園等の対応	障害者施設の対応	市役所の対応	その他	無回答
全 体	137	35.0	35.0	35.8	28.5	14.6	19.7	8.8	11.7	9.5	9.5	2.2
身体障害者手帳所持者	81	33.3	32.1	39.5	28.4	17.3	18.5	7.4	7.4	9.9	9.9	—
精神障害者保健福祉手帳所持者	9	77.8	44.4	44.4	22.2	33.3	11.1	11.1	11.1	11.1	22.2	—
療育手帳所持者	27	37.0	44.4	22.2	25.9	18.5	18.5	25.9	14.8	—	3.7	3.7

(15-1) 障害者差別解消法について

身体障害者手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 53.3%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 19.7%、「少し知っている」の割合が 14.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 21.7%、「よく知っている」の割合が 13.0%となっています。

療育手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 63.3%と最も高く、次いで「少し知っている」の割合が 11.7%、「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 10.0%となっています。



(15-2) 障害者差別解消法をどこで知ったか

身体障害者手帳所持者では、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った」の割合が 72.2%と最も高く、次いで「地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った」の割合が 23.3%、「友人、知人、親戚から聞いたことがある」の割合が 17.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った」が 88.9%、「地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った」、「友人、知人、親戚から聞いたことがある」が 11.1%となっています。

療育手帳所持者では、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「友人、知人、親戚から聞いたことがある」の割合が 20.0%、「地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った」、「説明会、シンポジウム、キャンペーン等で知った」の割合が 13.3%となっています。

単位：％

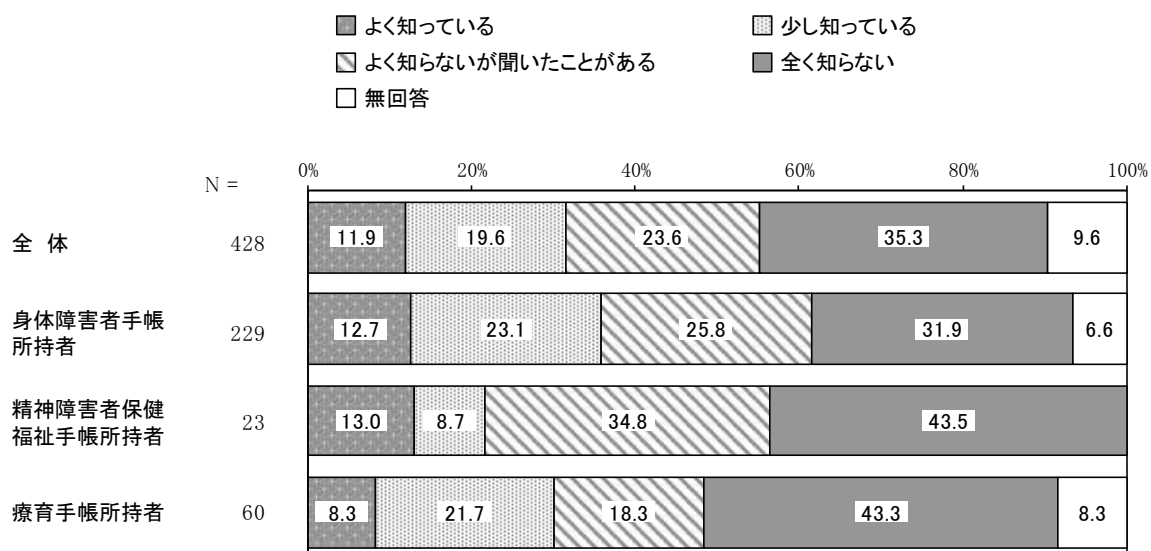
区分	有効回答数 (件)	新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った	地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った	説明会、シンポジウム、キャンペーン等で知った	友人、知人、親戚から聞いたことがある	その他	無回答
全 体	167	68.3	24.0	12.0	16.2	3.6	3.0
身体障害者手帳所持者	90	72.2	23.3	6.7	17.8	3.3	3.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	9	88.9	11.1	—	11.1	—	—
療育手帳所持者	15	66.7	13.3	13.3	20.0	6.7	—

(16) 成年後見制度について

身体障害者手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 31.9%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 25.8%、「少し知っている」の割合が 23.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 43.5%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 34.8%、「よく知っている」の割合が 13.0%となっています。

療育手帳所持者では、「全く知らない」の割合が 43.3%と最も高く、次いで「少し知っている」の割合が 21.7%、「よく知らないが聞いたことがある」の割合が 18.3%となっています。

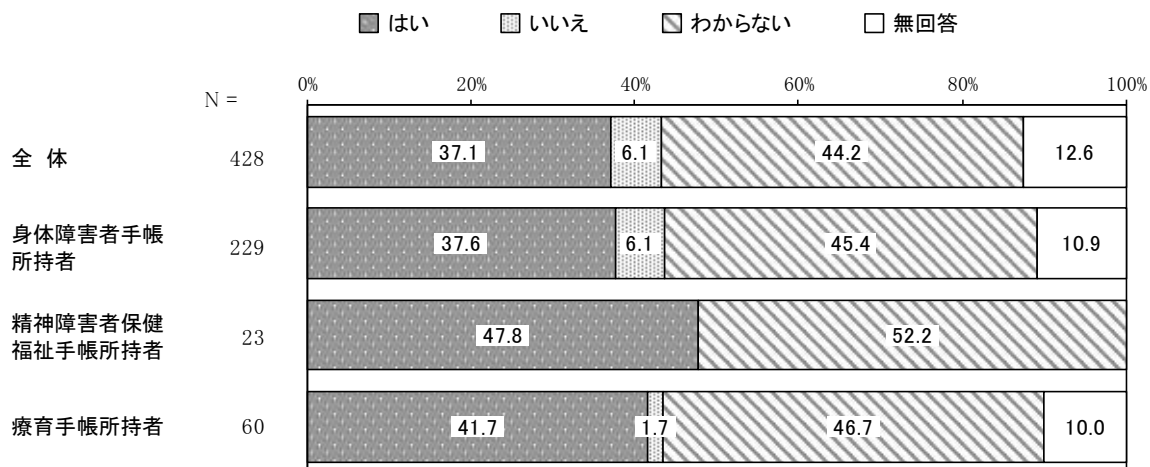


(17) 成年後見制度の利用したいかどうか

身体障害者手帳所持者では、「わからない」の割合が45.4%と最も高く、次いで「はい」の割合が37.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「わからない」の割合が52.2%と最も高く、次いで「はい」の割合が47.8%となっています。

療育手帳所持者では、「わからない」の割合が46.7%と最も高く、次いで「はい」の割合が41.7%となっています。



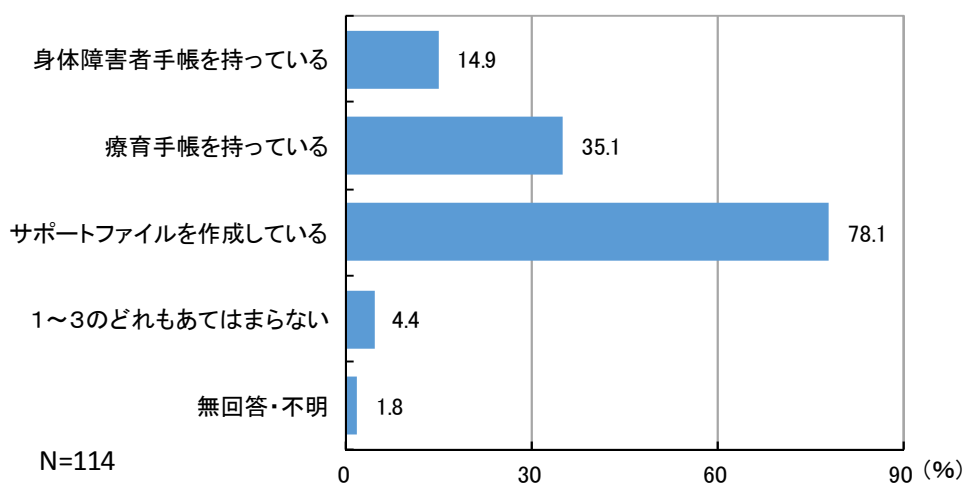
■ アンケート調査Ⅱ・・・平成29年10月に実施した特別な支援を必要とする児童を対象としたアンケート調査の結果を整理しました。

【注】

- ① グラフ中の「N」はその項目における回答者を合計した実数値であり、割合(%)算出の基数です。
- ② 割合(%)については小数点以下第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%に合致しない場合があります。
- ③ 複数回答を求めた質問では、回答者数を基数として割合(%)を算出しているため、その合計は100%を超えます。
- ④ グラフ中の「無回答・不明」はその設問における無回答者及び無効回答者の意味です。

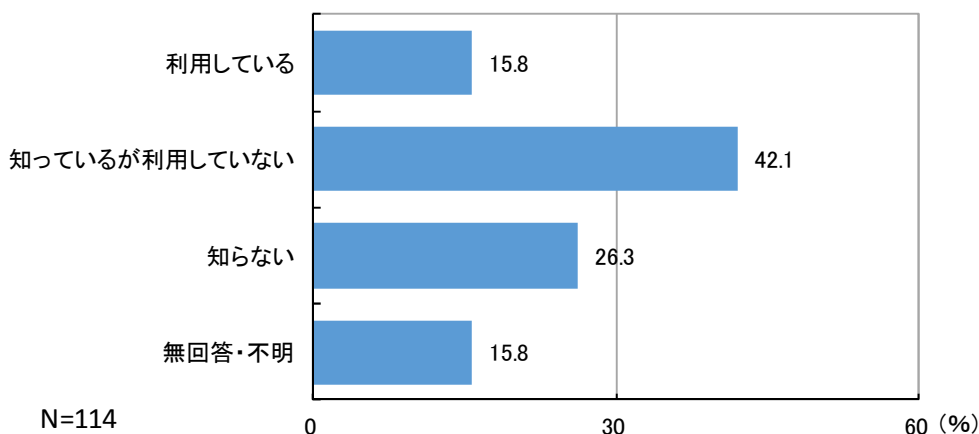
(1) 障害者手帳、サポートファイルの所持状況

手帳等の状況は、「サポートファイルを作成している」が78.1%で最も多く、「療育手帳を持っている」は35.1%、「身体障害者手帳を持っている」は14.9%となっています。

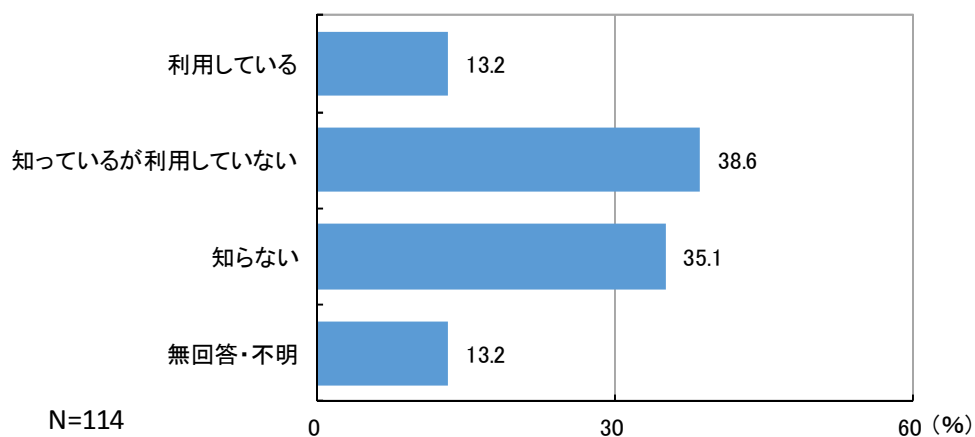


(2) 障害児通所支援の各サービスについて

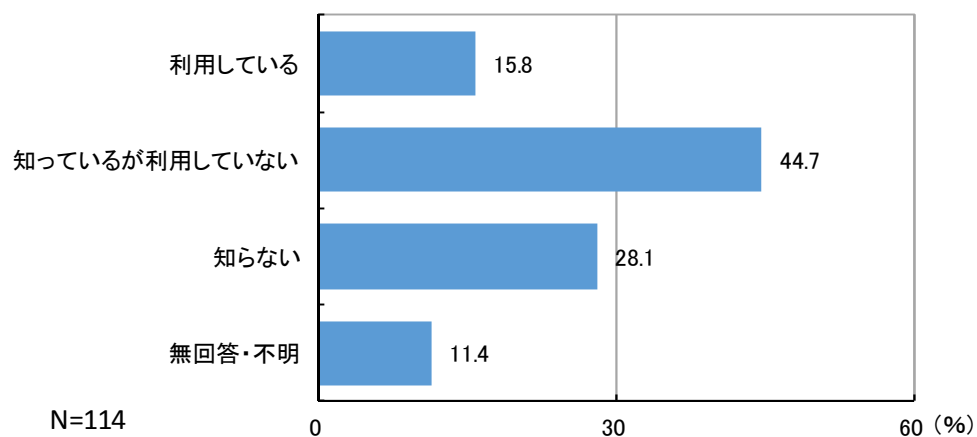
【児童発達支援】「利用している」は15.8%、「知らない」は26.3%となっています。



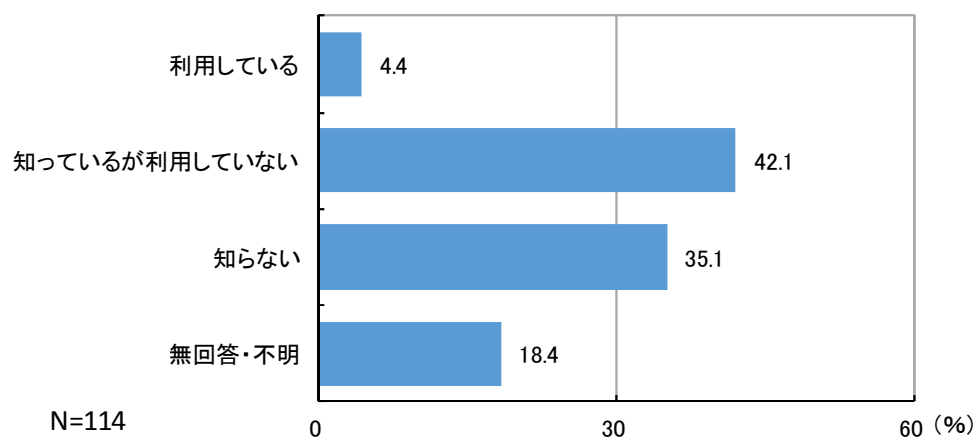
【医療型児童発達支援】「利用している」は13.2%、「知らない」は35.1%となっています。



【放課後等デイサービス】「利用している」は15.8%、「知らない」は28.1%となっています。

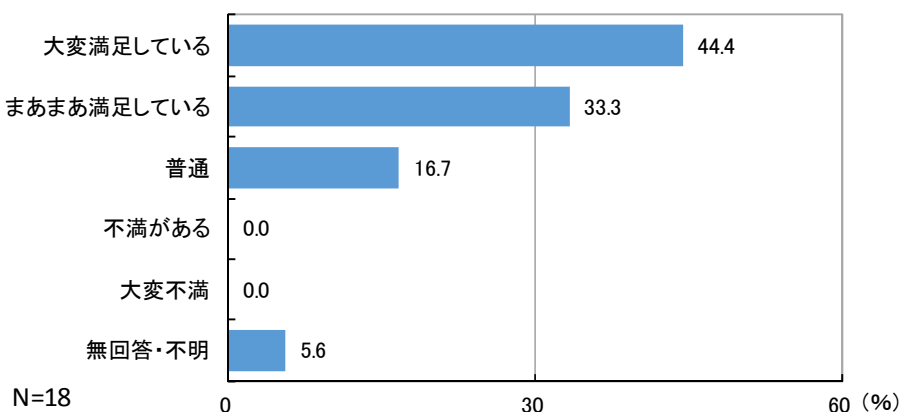


【保育所等訪問支援】「利用している」は4.4%と少なく、「知らない」が35.1%となっています。

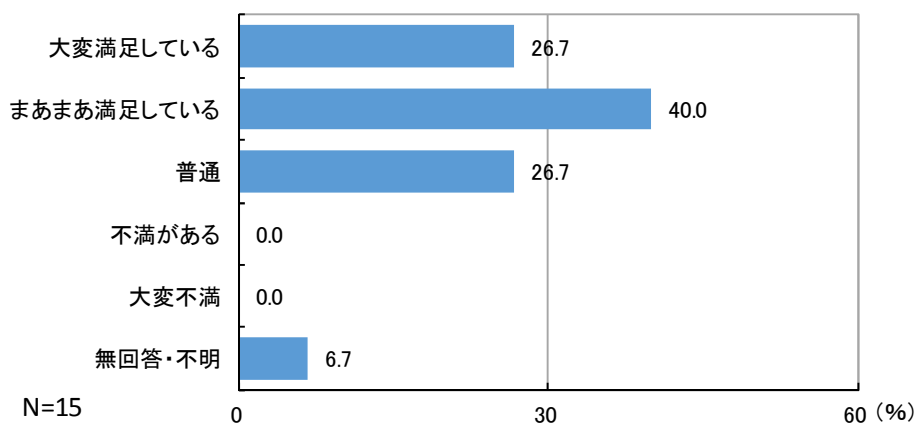


(4) 利用しているサービスの満足度

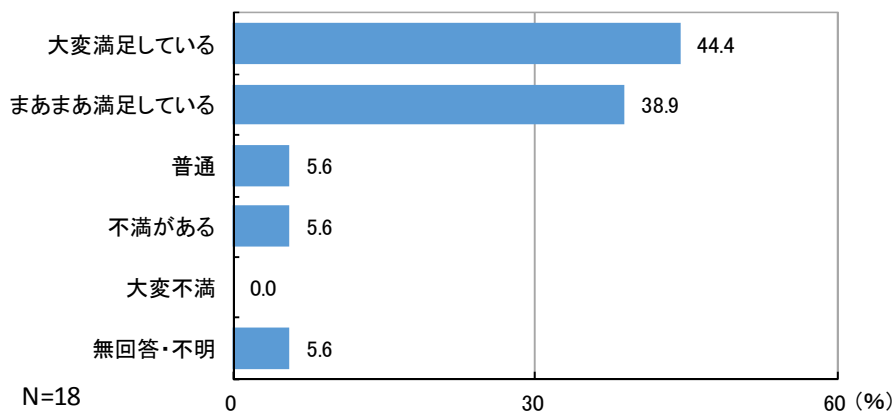
【児童発達支援】「大変満足している」が44.4%で最も多く、「不満がある」はありませんでした。



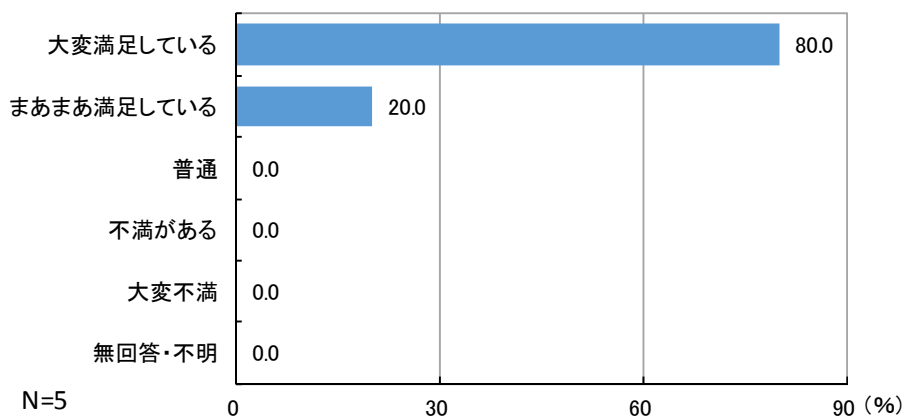
【医療型児童発達支援】「まあまあ満足している」が40.0%で最も多く、「大変満足している」と合わせると66.7%となっています。「不満がある」はありませんでした。



【放課後等デイサービス】「大変満足している」が44.4%で最も多くなっていますが、「不満がある」も5.6%ありました。

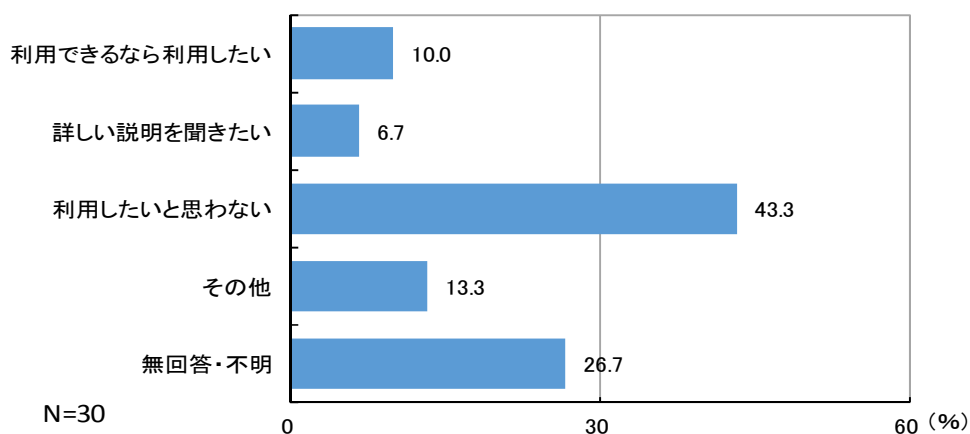


【保育所等訪問支援】「大変満足している」が80.0%と大半を占め、「不満がある」はありませんでした。

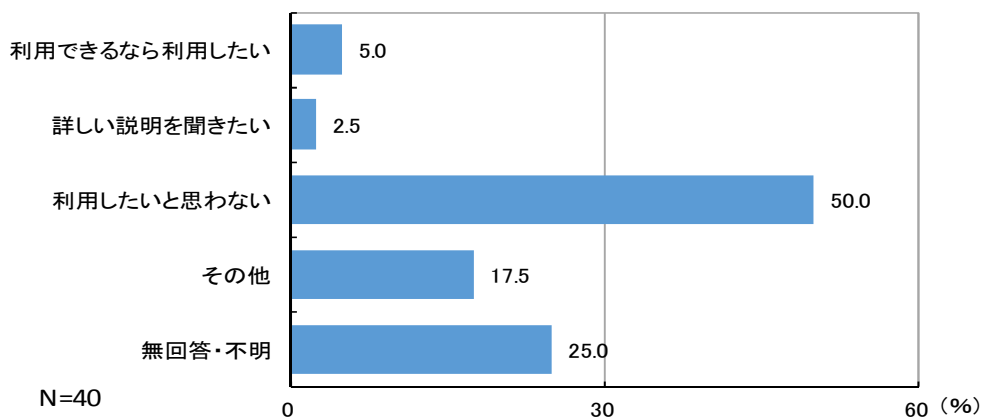


(5) 「知らない」欄に○をつけたサービスについて

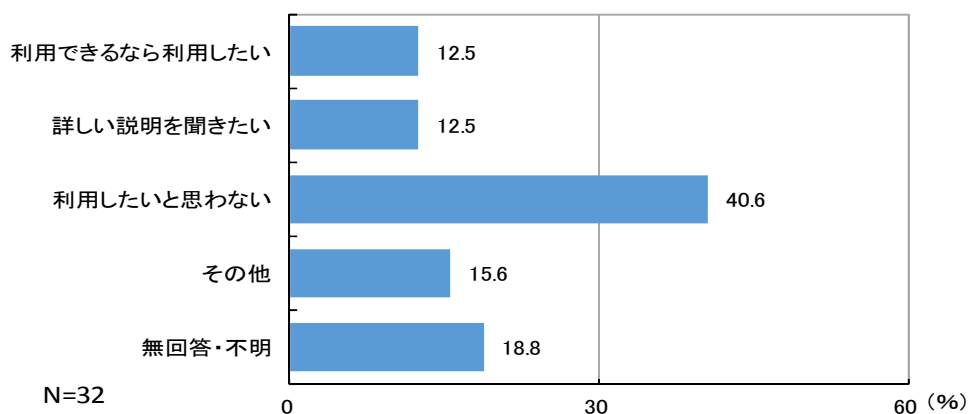
【児童発達支援】「利用できるなら利用したい」は10.0%、「詳しい説明を聞きたい」は6.7%となっています。



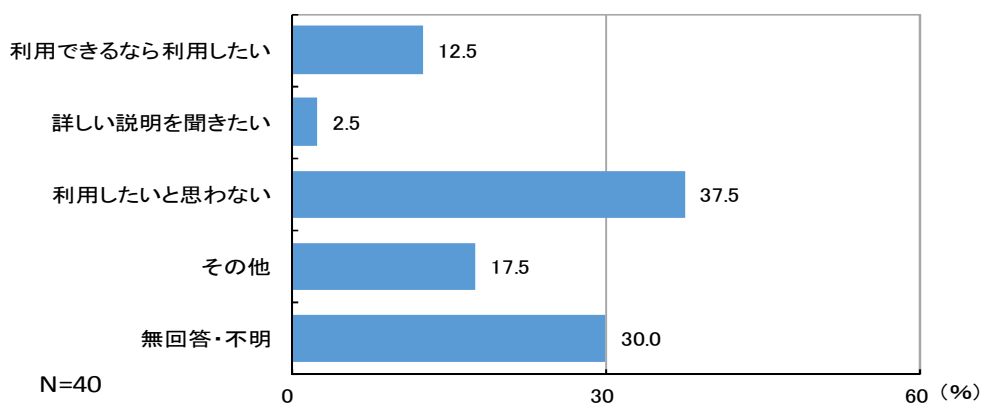
【医療型児童発達支援】「利用できるなら利用したい」は5.0%、「詳しい説明を聞きたい」は2.5%となっています。



【放課後等デイサービス】「利用できるなら利用したい」は12.5%、「詳しい説明を聞きたい」は12.5%となっています。



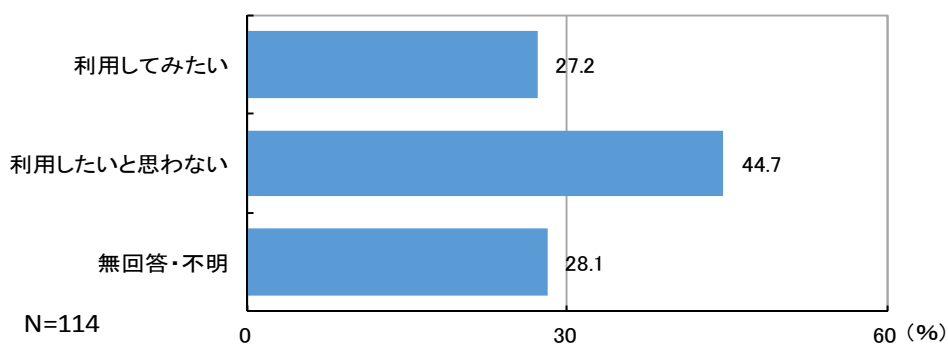
【保育所等訪問支援】「利用できるなら利用したい」は12.5%、「詳しい説明を聞きたい」は2.5%となっています。



(6) 新しいサービスの利用希望

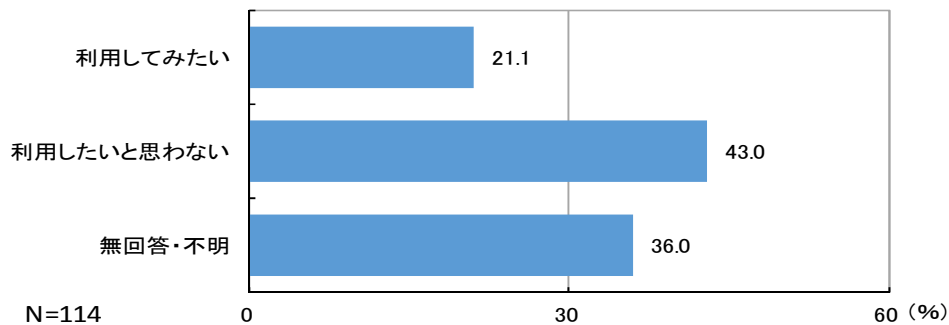
【重症心身障害児を対象とした児童発達支援・放課後デイサービス】

「利用してみたい」は、27.2%となっています。



【重度の障害等により外出が困難な児童に対し居宅を訪問して発達支援を提供】

「利用してみたい」は、21.1%となっています。



(7) 障害児支援サービスや障害児支援の充実のために必要だと思うこと（自由記述）

① 保健・医療・福祉サービス

- ・専門の医療機関、療育機関、福祉施設が身近にある環境の整備
- ・中学・高校生が利用可能な支援機関の充実
- ・軽度の障害児が利用可能な訓練・サービスの充実
- ・障害児対応ができる医療機関の紹介や医療機関への啓発
- ・専門職の資質向上

② 情報提供・相談体制

- ・相談窓口の一本化
- ・もっと詳しくわかりやすいパンフレット等の配付
- ・相談機関や支援体制・福祉サービスの周知
- ・ライフステージや障害程度にあった情報の提供

③ 教育・保育

- ・教育機関への支援専門員の設置
- ・学校での障害児理解に関する学習の充実
- ・サポートファイルの効果的な活用
- ・教師、保育士、指導員の資質向上
- ・市内での特別支援学校、障害児支援施設の開設
- ・学校への医療職の配置（看護師による医療的ケアの実施）

④ 社会参加・地域支援策

- ・地域社会に対する障害理解の啓発推進
- ・卒業後の進路（就労、福祉サービス等）に向けた切れ目のない支援
- ・障害者・健常者の区別のない社会づくり

⑤ その他

- ・保護者へのメンタルケア
- ・保護者同士の情報交換の場所づくり
- ・障害児も利用しやすい児童館・体育施設などの環境整備

6. 関係機関への調査による現状と課題

■ 関係機関への調査・・・平成29年10月に実施した障害者団体等関係期間に対する調査の結果を整理し、主なご意見を列記しました。

(1) 当事者団体・保護者会・ボランティア団体アンケート（アンケート調査①）

I 現状や活動上の課題

- ・所属会員・保護者の高齢化による活動の縮小
- ・ボランティアの担い手不足
- ・障害について多くの人に知ってもらうための啓発や障害者の家族に対する支援策の不足

II 今後の施策に求めるもの

① 保健・医療・福祉サービス

- ・社会生活技能訓練等を行う精神デイケアの充実
- ・障害者手帳所持者の医療費の無料化
- ・医療機関での合理的配慮、保護者が緊急時の預け先の確保

② 情報提供・相談体制

- ・相談体制の強化（夜間、休日対応）
- ・相談機関や支援体制・福祉サービスの内容の周知
- ・障害のある人にもわかりやすい説明書や説明方法の充実

③ 教育・保育

- ・発達サポートセンター「はぴあ」による積極的な情報発信
- ・障害児の支援施設や特別支援学校の市内での設置

④ 雇用・就労

- ・加東市独自の“ジョブコーチ”システムの構築
- ・事業主への啓発研修の実施
- ・就労者（障害者）の処遇改善

⑤ 生活環境・災害対策

- ・災害時の支援体制と避難所での支援情報の提供
- ・避難所開設に関わる人の障害者への理解・コミュニケーション能力の向上

⑥ 社会参加・地域支援策

- ・さまざまな障害に対する地域住民の理解促進のための施策
- ・障害者の交通の利便の向上策

⑦ その他

- ・地域の人々が当事者団体の活動に参加してもらうことが重要
- ・障害のある人やその家族が孤立しないための支援策が必要

(2) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校アンケート (アンケート調査②)

I 認定こども園・幼稚園・保育所・学校での課題

- ・保護者の理解を得ることの困難さ、保護者に対する支援の不足
- ・入園後に特別な支援が必要な児童とわかった場合の職員配置の困難さ
- ・保育士、支援職員の不足
- ・発達相談の受けにくさ（専門機関の予約が取れない、近隣にない等）
- ・職員間の連絡会議や研修、スキルアップ等の機会・時間の不足
- ・医療的ケアを提供できる体制の整備
- ・通学の負担軽減（移動支援の充実、通学手段の確保）

II 支援が必要な児童・生徒への支援内容

- ・サポートファイルの作成、個別ケース会議・定期的な校内支援会議の開催
- ・きめ細やかな指導のための職員研修の実施
- ・保護者との意見交換を密にし、職員・関係機関が一体となった支援の実施

III 今後の施策に求めるもの

① 保健・医療・福祉サービス

- ・保護者の負担軽減のため、療育機関、指導機関施設等の専門機関の設置
- ・放課後等デイサービス事業所との連携
- ・通学や移動のための交通手段の確保や送迎サービス

② 情報提供・相談体制

- ・発達サポートセンター「はぴあ」や北はりま特別支援学校の巡回相談の継続と充実
- ・入園前の情報提供、連携の取組
- ・兵庫教育大学等の専門機関による最新の特別支援教育に関する情報発信や研修の実施

③ 教育・保育

- ・インクルーシブ教育や合理的配慮についての研修の継続、充実
- ・介助員やスクールアシスタント等の人的支援
- ・児童の早期支援、保護者支援の充実
- ・乳幼児健診時など、早期に保護者へ専門機関や療育支援を紹介する体制整備

④ 雇用・就労

- ・市内における就労施設の開拓や紹介
- ・就労のための職業訓練施設の設置
- ・公的機関を含む現場実習受け入れ先の増加

⑤ 生活環境・災害対策

- ・災害時における避難手段（車いす、ストレッチャー等）の確保
- ・避難所での障害者支援や、地域で災害弱者を支援することの必要性を啓発する取組
- ・生活環境改善に向けた保護者への一層の支援

⑥ 社会参加・地域支援策

- ・障害児の地域生活を実現するための支援の連続性を保てる仕組みづくり
- ・障害者への理解を図る教育と啓発活動、さまざまな人々との交流の機会の創出

(3) 障害者福祉サービス等事業所アンケート（アンケート調査③）

I 利用者に関する課題と方策

① 利用者に関連する問題点や課題

- ・利用者の高齢化、重度化
- ・短期入所者の長期化
- ・地域活動支援センター利用者的高齢化や利用者数の減少

② 今後、求められる取組や方策

- ・ニーズに応じた事業所数の整備
- ・障害福祉サービス事業所の認知度の向上

II 事業運営面に関する課題と方策

① 問題点や課題

- ・慢性的な人材不足（特に専門職）や報酬単位の引き下げによる人件費率の上昇
- ・事業拡大や定員増に対応するための運営助成制度

② 今後、求められる取組や方策

- ・働き方や処遇面の見直しによる人材確保と若い職員の育成
- ・財政支援のあり方を見直し

III サービスや活動についての課題と方策

① 問題点や課題

- ・財政面や職員確保の問題によるサービス充実の限界
- ・就労継続支援B型からA型への移行や一般就労へつなぐことの困難さ

② 今後、求められる取組や方策

- ・専門職の採用による専門性の高いサービス提供体制の構築
- ・市民ボランティア等の協力者の確保（人材不足対策）

IV 関係機関との連携についての課題と方策

① 問題点や課題

- ・多職種との連携強化
- ・行政等関係機関からの積極的な情報提供と統一的な窓口対応

② 今後、求められる取組や方策

- ・現状の連携体制の維持・充実
- ・事業所の悩みや相談に対応できる第三者機関の設置

V 防災・防犯・災害対策についての課題と方策

① 問題点や課題

- ・避難訓練、防犯訓練の充実
- ・防犯カメラの設置等、施設設備面での対策

② 今後、求められる取組や方策

- ・避難訓練等の継続実施
- ・地域の防災訓練への参加

VI その他

- ・発達障害に対する地域社会や保護者の認識不足

VII 利用者が現在の障害者福祉施策やサービスについて感じていること

- ・北播磨圏域の入所施設、グループホーム等の不足
- ・個々の障害の特性や程度に合わせた、サービスをより利用しやすい環境整備（わかりやすい説明、手続の簡素化等）

VIII 不足しているサービスや支援

- ・現在、障害福祉サービスを利用していない方に対する支援
- ・短期入所、グループホーム、重症心身障害児を支援するサービス
- ・障害者雇用に係る企業への啓発や企業への紹介などの就労支援

IX 基盤整備のために加東市が取り組むべき課題やその他の意見

- ・各事業所と利用者の特性を把握して、その方に適した事業所を紹介すること
- ・市内の企業と連携した就労支援事業の充実
- ・障害者が就労できる環境の整備と就労定着支援の充実
- ・就労支援事業所との連携の緊密化
- ・事業拡大や新規事業の開始、施設の老朽化による耐震対策等に対する財政的支援
- ・災害時の支援に関する事業所との連携・協力体制の構築
- ・障害があっても安心して公共交通機関が利用でき、気軽に外出できる環境の整備
- ・障害のある人が安心して地域で暮らせる仕組みを構築するための地域住民に対する啓発活動の強化

7. 障害福祉サービス利用状況

平成28年度障害福祉サービス等実績		兵庫県		北播磨		加東市	
		実績	構成比%	実績	構成比%	実績	構成比%
訪問系サービス		368,154	100	5,129	100	1,383	100
居宅介護	総利用時間数(時間/月)	168,319	45.72	3,539	69.00	435	31.45
重度訪問介護	総利用時間数(時間/月)	163,238	44.34	1,078	21.02	882	63.77
同行援護	総利用時間数(時間/月)	31,706	8.61	441	8.60	62	4.48
行動援護	総利用時間数(時間/月)	4,891	1.33	71	1.38	4	0.29
重度障害者等包括支援	総利用時間数(時間/月)	0	0.00	0	0.00	0	0.00
日中活動系サービス		485,836	100	28,325	100	5,786	100
短期入所	延利用者数(人日/月)	19,410	4.00	1,213	4.28	165	2.85
生活介護	延利用者数(人日/月)	223,505	46.00	12,442	43.93	2,501	43.23
自立訓練(機能訓練)	延利用者数(人日/月)	2,160	0.44	117	0.41	39	0.67
自立訓練(生活訓練)	延利用者数(人日/月)	6,419	1.32	158	0.56	55	0.95
就労移行支援	延利用者数(人日/月)	18,158	3.74	421	1.49	101	1.75
就労継続支援A型	延利用者数(人日/月)	44,308	9.12	4,021	14.20	498	8.61
就労継続支援B型	延利用者数(人日/月)	171,876	35.38	9,953	35.14	2,427	41.95
療養介護	実利用者数(人/月)	819		68		8	
居住系サービス		8,312	100	540	100	130	100
共同生活援助	実利用者数(人/月)	2,836	34.12	157	29.07	35	26.92
施設入所支援	実利用者数(人/月)	5,476	65.88	383	70.93	95	73.08
相談支援		9,253	100	406	100	66	100
計画相談支援	実利用者数(人/月)	9,070	98.02	403	99.26	66	100.00
地域移行支援	実利用者数(人/月)	46	0.50	2	0.49	0	0.00
地域定着支援	実利用者数(人/月)	137	1.48	1	0.25	0	0.00
障害児通所サービス		10,652	100	2,859	100	565	100
児童発達支援	延利用者数(人日/月)	4,338	40.72	779	27.25	180	31.86
放課後等デイサービス	延利用者数(人日/月)	3,257	30.58	1,832	64.08	294	52.04
保育所等訪問支援	延利用者数(人日/月)	24	0.23	4	0.14	1	0.18
医療型児童発達支援	延利用者数(人日/月)	3,033	28.47	244	8.53	90	15.93
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	136		93		15	

資料：北播磨県民局

8. 障害者（児）福祉を取り巻く課題

〔1〕 インクルーシブ教育の推進

（1）アンケート調査Ⅰから

- ①問（7）の結果から、「通所・通学に時間がかかる」という回答が全体で 35.7%と最も高く、「特別支援教育に関する研修や免許を有する教師が少ない」が 28.6%とそれに次いでいます。身近な場所での通所・通学と、教師等の専門性の向上が課題と言えます。

（2）関係機関への調査から

- ①当事者団体からは、障害児関連施設や支援の充実を求める声があり、その整備が課題と言えます。また、発達サポートセンター「はぴあ」についての積極的な情報発信も課題です。
- ②認定こども園・学校等からの意見では、保護者の理解を得ながら必要な支援を行っていくことの必要性や支援を行っていくための職員配置が困難であることの指摘、専門機関の設置を望む声がありました。学校・園などでの支援体制と専門機関の充実が課題と言えます。
- ③特別支援教育に関する最新の情報を国立大学法人兵庫教育大学から発信したり、専門機関からの最新の情報に基づいた研修など、積極的な情報発信が求められています。
- ④インクルーシブ教育や合理的配慮についての研修の継続や充実、介助員やスクールアシスタント等の人的配置を望む意見がありました。
- ⑤発達サポートセンター「はぴあ」に対して、発達検査や療育などの直接的なサービスの提供が期待されています。

（3）アンケート調査Ⅱから

自由記述において、複数の記述があり目立ったものを示します。

- ①障害が軽度であったり、通常学級に在籍しているような場合に、医療や福祉のサポートが少なくなってしまうことの指摘がありました。また、中学校卒業後のサポートは特に少なくなることが懸念されています。
- ②就学後に保護者のつながりが少なくなること、当事者同士のサポートや情報交換がしにくくなることの指摘がありました。
- ③学校に障害児支援についての専門家や看護師などの配置を望む指摘がありました。
- ④学校の教員や施設職員に対して、障害理解や対応についての研修や適切な情報の引継ぎ、サポートファイルの適切な利用に関する指摘がありました。

（4）障害福祉サービス利用状況から

- ①児童発達支援や医療型児童発達支援について、兵庫県と比較した場合に、さらに利用者の拡大が見込まれます。

〔2〕 雇用・就労支援

（1）アンケート調査Ⅰから

- ①問（5）の結果から、現在働いている人の中で、「仕事に不満を感じている」人が全体で 35.4%

あり、精神障害者保健福祉手帳所持者(66.7%)、療育手帳所持者(40.7%)では特に多く認められました。その不満の内容として、「給料が少ない」が障害種別に関わらず最も多く、次いで「上手に指導してくれるひとや困ったときに相談できる人がいない」ことが挙げられています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「設備や作業環境が整っていない」「仕事にやりがいを感じられない」が多く、療育手帳所持者では「通うための交通手段が不便」「他の従業員との人間関係がうまくいかない」が多くなっています。ジョブコーチのような支援者が、本人だけでなく、周囲の人への支援や助言をしていくなどの必要があると考えられます。

〔2〕関係機関への調査から

- ①当事者団体からは、本市独自の“ジョブコーチ”システムの構築や、事業主・雇用主への研修、障害者の処遇改善、通勤手段の確保など、就労支援のための具体的な手立てが課題です。
- ②学校などからは、就労施設や現場実習先の確保、就労のための職業訓練施設の設置が求められています。障害者雇用の拡大に向けた取組が大きな課題です。
- ③福祉施設などからは、障害者雇用の拡大や就労定着支援の取組の必要性が指摘されています。

〔3〕アンケートⅡ調査から

- ①学校を卒業したあとの就労についての不安が、自由記述に複数ありました。

〔4〕障害福祉サービス利用状況から

- ①北播磨圏域と比較して、就労継続支援A型の利用実績が少ない状況です。市内に当該施設がないためであり、就労継続支援A型などの就労支援事業所の整備が課題です。

〔3〕 保健・医療の充実

〔1〕関係機関への調査から

- ①当事者団体からは、デイケアの充実、障害者の医療費の無料化、医療機関での分かりやすい情報伝達など合理的配慮、緊急の場合の預け先の確保などを希望する声がありました。

〔2〕アンケート調査Ⅱから

- ①市内で療育を受けることのできる機関を望む自由記述が複数ありました。

〔4〕 福祉サービスの充実

〔1〕アンケート調査Ⅰから

- ①問（1）の結果から、毎日の介護で介助（介護）してくれるという人が「いない」と回答した人が、精神障害者保健福祉手帳所持者では52.2%と半数を超え、身体障害者手帳所持者でも25.3%です。また、問（2）の結果から、介助者の年齢が全体で65歳以上が40%を超えており、手帳の種別に関係なく介護者の高齢化が進んでいると言えます。さらに問（3）の結果から、主に介助をしている人が一時的に介助できなくなったときに、精神障害者保健福祉手帳所持者ではほとんどの人が「介助を頼める人がいない」又は「その他」で、介助を頼める人がいない状況がはっきり現れています。身体障害や精神障害の方を中心に、介助（介護）

者の確保が課題と言えます。

- ②問（４）Ａの結果から、主に介助している人が「体が疲れている」と回答した人が全体で 41.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 66.7%、療育手帳所持者では 74.2%となっています。身体的な疲労感を抱えている介助者が多いことがうかがえます。また、問（４）Ｂの結果から、「介助のために気持ちや心が疲れている」と回答した人が、全体で 43.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 77.7%、療育手帳所持者では 54.9%となっています。精神的な疲労感を抱えている介助者が多いことがうかがえます。主介護者の心身の疲労感の軽減が課題と言えます。
- ③問（４）Ｃの結果から、「思うように外出できない」と回答した人が、全体で 35.7%、療育手帳所持者では 61.3%となっています。外出機会の保障が、知的障害の人を中心に確保することが課題と言えます。
- ④問（４）Ｄの結果から、「福祉サービスを利用したくても利用できる事業者がない」と回答した人が全体では 17.4%ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者では 44.4%、療育手帳所持者では 35.5%となっています。精神障害と知的障害の人を中心に、福祉サービスを提供できる事業者の確保が課題と言えます。

（２）関係機関への調査から

- ①精神保健福祉領域におけるダイケアの充実、障害者手帳所持者に対する医療費の無料化、医療機関でのコミュニケーション支援、緊急時の預け先の確保などが課題と言えます。
- ②相談支援体制や支援体制について当事者に対して PR すること、福祉サービスの説明に際して分かりやすく伝える工夫などが課題と言えます。
- ③地域活動支援センターでは、利用者の高齢化や利用者数の減少が指摘されています。
- ④事業所運営における、慢性的な人材不足（特に専門職）や報酬単価の引き下げによる事業所収入の減少が課題と言えます。それにより、サービスの充実には限界があることも指摘されています。
- ⑤市内だけでなく、北播磨圏域での入所施設や短期入所事業所、グループホーム、重度心身障害児支援サービスなどの事業所が少ないことが指摘されています。こうしたサービスの提供体制の整備が課題と言えます。

（３）障害福祉サービス利用状況から

- ①兵庫県や北播磨圏域と比較して、居宅介護の利用実績がやや少なめです。さらに利用の拡大が見込まれます。

〔５〕福祉のまちづくり

（１）アンケート調査Ⅰから

- ①問（８）の結果から、「外出時に困ること」として、「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」が全体で 29.2%、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では 31.0%と 31.7%で大きな課題と言えます。
- ②身体障害者手帳所持者では、他に「道路や施設に段差が多い（25.3%）」「障害者用のトイレ

が少ない(21.4%)」「障害者用駐車スペースが少ない(26.6%)」が多く、物理的なバリアフリーの整備が課題と言えます。

③精神障害者保健福祉手帳所持者では、他に「周囲の人の目が気になる」が34.8%と多く、意識面・心理面のバリアフリーがさらに求められます。

④療育手帳所持者では、他に「初めての場所に一人で行けない(40.0%)」「緊急の時にどうしたらいいかわからない(38.3%)」「人と話すことが難しい(35.0%)」「切符の買い方などが分からない(26.7%)」が20%を超えていた。こうしたことについての合理的配慮の進展・拡大が課題と考えられます。

⑤問(9)の結果から、「災害時にこまらと思うこと」として全体では、「安全な場所への非難に時間がかかる」が34.8%と最も高く、これは身体障害者手帳所持者(41.0%)と療育手帳所持者(33.3%)で高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「必要な薬の入手や治療」が65.2%と突出しています。ほかに療育手帳所持者では「どこでどんな災害が起こったのかがすぐにわからない(36.7%)」「周囲の人との意思疎通がうまくできない(36.7%)」が高くなっています。避難と情報、医療の確保が課題と言えます。

(2) 関係機関への調査から

①まちぐるみでの大規模な防災訓練や避難訓練の実施、災害時の支援体制や避難所での支援体制についての周知、避難所を開設する者の障害児者への理解などが課題と言えます。

②災害時の避難のためのストレッチャー等の物理的手段の確保、避難所での障害者への支援、地域で災害弱者を支援することの必要性を啓発する施策を望む意見がありました。

〔6〕 人権尊重のまちづくり

(1) アンケート調査から

①問(10)の結果から、「社会参加を進めるための支援や助け」として、ほとんどの項目が20%を超えています。中でも「参加者が障害に対する理解を深める」は全体で34.1%となっており、障害種に関わらず30%を超えています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一緒にする仲間がたくさんいる」ことが43.5%と最も高くなっています。障害についての理解と仲間づくりが課題と言えます。

②問(15-1)の結果から、「障害者差別解消法」について「全く知らない」が全体で51.9%、「よく知らないが聞いたことがある」が18.5%で、当事者の70.4%が「知らない」と回答しています。問(15-2)の結果から「新聞、雑誌、テレビニュース」が全体で68.3%、「窓口やパンフレット」が24.0%でした。当事者の方への周知や広報が大きな課題で、それにはパンフレット等でも一定の効果があると考えられます。

③問(13)の結果から、「差別や偏見」を感じたことが「よく感じる」と回答した人が全体では8.9%、「時々感じる」が23.1%でした、精神障害者保健福祉手帳所持者では「よく感じる」が26.1%、「時々感じる」が13.0%、療育手帳所持者では「よく感じる」が18.3%、「時々感じる」が26.7%でした。精神障害の人と知的障害の人では40%ほどの人が差別を感じるがあると回答しています。その内容として、問(14)の結果から、全体では「仕事や収入(35.8%)」「近所づきあい(35.0%)」「地域の行事(35.0%)」が高くなっています。雇用条件とご近所や

地域での交流に関することが課題と言えます。

- ⑤問（16）に結果から、「成年後見制度」について「全く知らない」が全体で 35.3%、「よく知らないが聞いたことがある」が 23.6%で、当事者の 58.9%が「知らない」と回答しています。また 問（17）から、「成年後見制度」を利用したいと回答している人が全体で 37.1%いる一方、44.2%の人は「わからない」と回答します。まずは、成年後見制度に関する当事者への周知や広報が大きな課題と言えます。

（２）関係機関への調査から

- ①さまざまな障害に対する地域住民の理解の促進に向け、教育や啓発活動、交流機会の創出が課題と言えます。
- ②障害児を地域で支援し、生活しやすいように支援することが必要であり、地域での支援の連続性を保てる仕組みづくりを望む意見がありました。
- ③市内の公共交通の不便さの指摘もありました。

第 2 部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」

加東市障害者基本計画は、子どもから高齢者まで、安心して暮らし続けられるまちの実現のために、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付き、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指す計画とします。

2. 基本的な視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等、関連法令の趣旨を踏まえ、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方による次の基本的な視点に立って、計画を推進します。

■ 共生社会の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取組を進めることで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取組を推進します。

■ 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開

障害のある人の障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた、きめ細かな支援を行います。

また、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、関連部局が連携し、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

■ 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、生涯を通じて適切な支援を受け、その人らしい生活を送ることができるよう、各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備促進に努めます。

■ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の有無にかかわらず、子どもが地域とともに健やかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3. 基本目標

〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等のある支援の必要な子どもたちに対して、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

〔2〕生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った就労ができるよう、きめ細かな相談支援を行うとともに、就職後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

また、企業や関係機関と連携し、障害のある人の一般就労への移行を支援します。

〔3〕すこやかな暮らしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、一人ひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

〔4〕自立した生活をおくるために

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、北播磨圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの育成について関係機関との連携を図ります。

さらに、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意志疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

〔5〕安全で快適な暮らしのために

障害のある人が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。

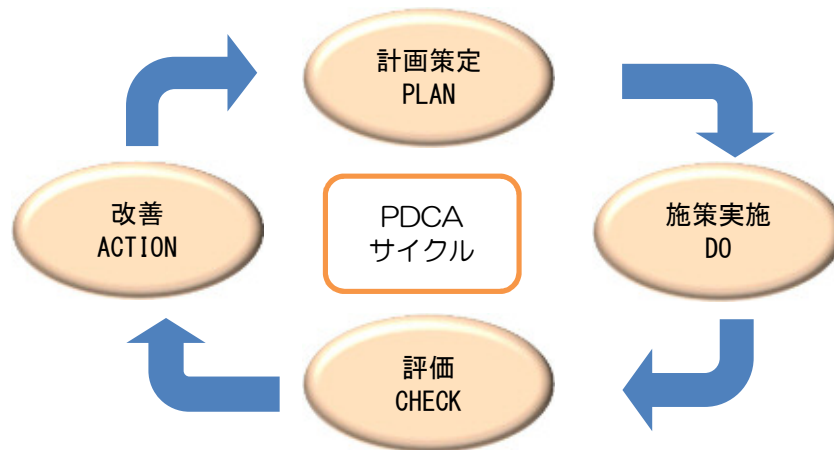
〔6〕共感しあえる地域づくりのために

障害者差別解消法を踏まえ、障害の有無にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、発達障害、盲ろう、難病、高次脳機能障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する普及啓発に努めます。

4. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約の「根拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)を目指して、具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のPDCAサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。



5. 計画の施策体系

基本理念

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

基本的な視点

- 共生社会の推進
- 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

基本目標

施策の方向性

1 ともに育ち、ともに学ぶために
インクルーシブ教育の推進

- 1 総合的な相談体制の充実
- 2 インクルーシブ教育の推進
- 3 早期療育の推進
- 4 研修・啓発の充実

2 生きがいを持って働くために
雇用・就労支援

- 1 就労機会の拡充
- 2 経済的自立の支援
- 3 福祉的就労の支援

3 すこやかなくらしのために
保健・医療の充実

- 1 地域医療体制の整備
- 2 保健・医療・福祉の連携強化
- 3 福祉医療制度の充実

4 自立した生活をおくるために
福祉サービスの充実

- 1 相談支援事業の充実
- 2 福祉サービスの充実
- 3 地域生活支援事業の推進

5 安全で快適な暮らしのために
福祉のまちづくり

- 1 福祉のまちづくりの整備推進
- 2 移動手段の整備
- 3 要支援者対応の充実強化

6 共感しあえる地域づくりのために
人権尊重のまちづくり

- 1 人権教育・啓発活動の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 地域福祉活動の促進

第2章 施策の展開

※現状と課題の文末の数字は、基本目標ごとの障害者福祉を取り巻く課題の番号です。

1. とともに育ち、ともに学ぶために ～インクルーシブ教育の推進～

◆現状と課題

- ①障害のある子どもの支援のため、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関による子ども発達支援連絡会を開催して連携の強化を図ってきましたが、平成29年度に発達サポートセンター「はぴあ」を開設し、市の業務を集約しました。支援の必要な子どもに対する「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行う体制を構築します。
- ②特別支援教育に対する専門的な知識を持った教員の配置や専門機関による支援、発達検査、療育を受けられる体制の充実が望まれています。【P45〔1〕(1)①、(2)②・④・⑤】
- ③保護者同士の情報交換ができる場づくり、障害児支援に関する積極的な情報発信や関係機関との連携強化が求められています。【P45〔1〕(2)③、(3)②】
- ④障害が軽度である場合や学校卒業後のサポートが不足しているとの指摘があります。【P45〔1〕(3)①】
- ⑤身近な地域で障害児支援や療育を受けられる施設の充実が課題です。【P45〔1〕(1)①、(2)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害の早期発見・早期療育ができる体制を構築し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- ②教育・保育・保健・医療・障害福祉等各分野の連携を強化し、支援体制を確立します。

◆施策の展開

(1) 総合的な相談体制の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	子どもの心の相談	①関係機関と連携し、臨床心理士等による発達検査を常時実施できる体制を整え、より専門的で総合的な相談体制を構築します。 ②小・中学校では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。	学校教育課 発達サポートセンター

2	障害児(者)サポートネットワークの整備と拡充	①関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、支援のネットワークの整備を図ります。 ②整備されたネットワークを活用し、支援体制を強化・拡充します。	学校教育課 発達サポートセンター 社会福祉課
---	------------------------	--	------------------------------

(2) インクルーシブ教育の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	特別支援教育の推進	①本市の特別支援教育におけるセンタ－的役割を担っている北はりま特別支援学校と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握します。 ②子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、特別支援教育体制充実に努めます。	学校教育課 発達サポートセンター
2	サポートファイルの活用促進	①支援の必要な子どもへの一貫した支援を継続して行うため、サポートファイル（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の作成を推進します。 ②サポートファイルの重要性や活用方法について関係機関への周知に努めます。 ③学校・園への巡回相談を実施し、指導や助言及び各関係機関と学校・園との調整を行います。	学校教育課 発達サポートセンター
3	通級指導	①通級指導を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。	学校教育課 発達サポートセンター
4	スクールアシスタント等の活用	①スクールアシスタントや介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

5	交流教育の推進	①特別支援学校と小学校、中学校との連携を図り、多様な交流教育を展開します。	学校教育課
6	学校施設等の整備	①特別支援学校の整備については広域で対応します。 ②学校等の建物や設備を、ユニバーサルデザインの理念に基づき、計画的な改善を進めます。	教育総務課
7	就学指導の充実	①教育支援委員会との連携を密にし、本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。	学校教育課 発達障・トセター
8	放課後等のケアの充実・学習機会の確保	①アフタースクールで障害のある児童の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。 ②障害児タイムケアを実施し、障害のある児童・生徒の放課後や長期休業中の活動の場を確保します。 ③放課後等デイサービスを必要とする子どもに適切に提供される体制の確保を図ります。	子育て支援課 社会福祉課

(3) 早期療育の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉施設における療育機能の強化	①障害のある子どもに対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、わかあゆ園等の福祉施設における療育機能の強化を働きかけます。	社会福祉課 発達障・トセター 健康課
2	地域における療育体制の整備	①ナースリールーム（療育教室）を継続実施し、就学前の子どもや小中学生に対しても、個別・集団療育を実施します。 ②兵庫教育大学をはじめ関係機関と連携し、療育事業の充実に努めます。	学校教育課 発達障・トセター

(4) 研修・啓発の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	関係機関従事者への研修	①教育・福祉・保健など関係機関従事者に、それぞれのニーズに合った研修を実施し、発達障害等に関する知識を深めます。	学校教育課 発達支援センター
2	保護者に対する研修・啓発	①ペアレントトレーニングを実施し、親と子の良好な関係づくりを進めます。	学校教育課 発達支援センター
3	市民への啓発	①発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。	学校教育課 発達支援センター

2. 生きがいを持って働くために ～雇用・就労支援～

◆現状と課題

- ①障害のある人の雇用については、働くことを希望する人が多い一方で、障害の特性や職場の状況により長期雇用につながりにくいという実態があり、雇用主等への障害者雇用に対する理解促進、処遇改善とあわせて、職場定着のための取組が求められています。【P45〔2〕(1)①】
- ②障害のある子どもの保護者からは、学校を卒業した後の就労についての不安が大きいという声が多く寄せられました。卒業後の雇用機会の拡大のために、就労体験や職場実習の場と通勤手段等の確保のための支援が必要です。【P46〔2〕(2)①・②、(3)①】
- ③一般就労への移行促進のため、就労継続支援A型事業所や就労移行支援・就労定着支援を提供する事業所の整備が課題です。【P46〔2〕(4)①】

◆施策の方向性

- ①障害のある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- ②多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- ③就労関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

◆施策の展開

(1) 就労機会の拡充

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	企業等への啓発の充実と就労先の確保	①ハローワーク、商工会等の関係機関と連携を強化し、企業連絡会等あらゆる機会を活用して障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。 ②障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路について、就労先の確保に努めます。 ③民間企業へ特別支援学校生の職場実習の受入れを働きかけます。	社会福祉課 商工観光課

2	雇用主・従業員等の理解啓発	①雇用主、従業員全てが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発を行うとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。	社会福祉課 商工観光課
3	公共機関等での障害者雇用の推進	①市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。 ②市役所等での特別支援学校生の職場実習を積極的に受け入れます。	総務課 社会福祉課
4	障害者雇用機会の拡大	①障害のある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選べるよう関係機関と連携し、情報収集・提供を充実します。 ②障害のある人への雇用等の情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課

(2) 経済的自立の支援

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	就労支援体制の充実	①ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課
2	職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援	①障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ②障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細かな支援を行います。	社会福祉課

(3) 福祉的就労の支援

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉的就労の場の確保	①一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。 ②就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。 ③活動場所確保のため、市の空き施設の提供に配慮します。	社会福祉課 財 政 課
2	仕事の確保の支援	①福祉的就労の場が安定的に確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。 ②障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大に努めます。	社会福祉課 商工観光課
3	事業所の自主製品の振興・販売の促進	①福祉事業所等で製造される自主製品の品質の向上及び販路の拡大を支援します。 ②事業所等の収益が増加し、障害者の工賃の増額につながるよう支援に努めます。 ③市役所ロビー等に事業所等の自主製品等の展示・販売コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。	社会福祉課

3. すこやかな暮らしのために ～保健・医療の充実～

◆現状と課題

- ①疾病による障害を未然に防ぐため、市民一人ひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防の取組を推進し、健康づくりを支援しています。
- ②乳幼児健康診査や相談を充実し、障害や虐待の予防・早期発見に取り組み、関係機関と連携して早期療育へつなぐ体制整備に努めています。
- ③医療機関における合理的配慮の提供や障害に対する理解促進が求められています。【P46〔3〕(1)①】
- ④障害に伴う継続的な医療が必要な人に対する経済的負担の軽減が必要です。【P46〔3〕(1)①】

◆施策の方向性

- ①障害のある人が、地域で適切な医療を受け安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ②保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

◆施策の展開

(1) 地域医療体制の整備

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	医療体制の充実	①医師等の人材確保に努めます。 ②専門的な医療機関や北播磨圏域の医療機関等との連携強化を図ります。 ③障害に関する専門的な知識をもつ人材確保に努めます。 ④医療機関における障害福祉施策の理解の啓発に努めます。	加東市民病院 健康課 保険・医療課 社会福祉課

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	保健・医療・福祉の連携強化	①地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。	健康課 高齢介護課

2	健康づくりの推進 (疾病の予防と早期発見、重症化予防等)	①疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。 ②ライフステージに応じた生活習慣病の予防や早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。	保険・医療課 健康課
3	乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見 (健診・相談)	①発達障害を含めた障害や虐待を予防、早期発見するため、各種健診事業等の充実を図ります。 ②発達サポートセンター等関係機関と連携し、早期発見後の相談体制の充実に努めます。	健康課 発達サポートセンター
4	精神保健対策の充実	①関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 ②自殺予防や引きこもりなどの講演会・研修会を実施します。 ③精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 ④認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。	健康課 社会福祉課 高齢介護課
5	精神障害者等の地域移行支援	①精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 ②関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。	社会福祉課
6	地域包括ケア体制の構築	①総合的な福祉の相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対応します。 ②関係機関と連携し、保健、医療、福祉の円滑な支援体制の構築に努めます。	高齢介護課 社会福祉課

(3) 福祉医療制度の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	医療費に対する助成制度と広報	①障害のある人が適切な医療が受けられるよう、医療費の助成制度（福祉医療制度）の安定的な制度運営の継続に努めます。 ②公的医療費助成制度（自立支援医療、特定医療（指定難病）等）の周知に努め、適切な受給を支援します。	保険・医療課 社会福祉課

4. 自立した生活をおくるために ～福祉サービスの充実～

◆現状と課題

- ①相談支援事業について、専門的知識や経験を有する加東市障害者相談支援センターに委託して、質の高いサービスの安定的な提供に努めています。
- ②障害者支援のための各種制度やサービスの内容、利用方法等について、さらに適切で丁寧な情報提供が求められています。【P47〔4〕(2)②】
- ③家族等の介助者の高齢化により将来への不安を抱える方が増加しています。【P46〔4〕(1)②】地域で障害のある人とその介助者等を支援するための体制の構築が必要です。
- ④家族の負担を軽減するための居宅介護や短期入所施設、グループホーム等が北播磨圏域に少ないため、それらのサービス提供体制の整備を促進する必要があります。【P47〔4〕(2)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害のある人の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- ③障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

◆施策の展開

(1) 相談支援事業の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	障害者相談支援事業の充実	①指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。 ②地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③指定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ④北播磨障がいネットワーク会議に参画し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課

(2) 福祉サービスの充実

I 自立支援給付の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	訪問系サービスの充実	①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援などを提供し、障害のある人の居宅での生活を支援します。 ②訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ③介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実を図ります。	社会福祉課
2	日中活動系サービスの充実	①障害のある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）を提供します。 ②日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。	社会福祉課
3	短期入所支援の充実	①障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ②北播磨圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
4	補装具費の給付	①障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課

5	施設から地域生活への移行の推進	①介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ②地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ③市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課
---	-----------------	---	-------

Ⅱ 外出支援の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ガイドヘルパーの充実	①障害のある人の外出を支援するため、同行援護、行動援護等のサービス提供体制の確保に努めます。 ②ガイドヘルプに係るボランティア育成を支援します。	社会福祉課
2	福祉タクシー利用券交付事業	①在宅かつ市民税所得割非課税の障害のある人（等級要件有り）に対し、タクシーの利用券を交付します。	高齢介護課
3	福祉車両やボランティアの活用	①加東市社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 ②福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、加東市社会福祉協議会と連携していきます。	社会福祉課

Ⅲ その他の福祉サービスの充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	各種障害者手当等の支給	①特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者(児)介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。	社会福祉課

2	各種制度の広報・啓発	①広報紙、CATV、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 ②「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引など各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	制度的無年金障害者福祉給付金	①年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	社会福祉課
4	指定難病患者等への支援	①障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、難病患者等の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課

(3) 地域生活支援事業の推進

I 必須事業

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	相談支援事業（再掲）	①指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。 ②地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③指定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ④北播磨障がいネットワーク会議に参加し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課
2	意思疎通支援事業	①聴覚、言語機能、視覚等に障害のある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	社会福祉課

3	手話奉仕員養成研修事業	①手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課
4	日常生活用具給付等事業	①障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な日常生活用具を給付します。	社会福祉課
5	移動支援事業	①屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためガイドヘルパーを派遣します。	社会福祉課
6	地域活動支援センター事業	①障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援します。 ②障害のある人が、地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課
7	成年後見人制度の利用促進	①障害等のため判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を支援します。 ②親族・財産のない障害のある人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度の利用に係る費用の全部又は一部を助成します。 ③成年後見制度の利用の前段として、加東市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業について、周知と利用を勧めます。 ④成年後見制度の利用促進のため制度の普及啓発と当事者への理解促進に取り組みます。	社会福祉課

8	理解促進啓発及び自発的活動支援事業	①市民に対し、障害のある人や障害特性について理解を深めるためのイベントや啓発を行います。 ②障害のある人やその家族、支援者等が交流し、情報交換する活動や地域貢献活動を支援します。 ③障害のある人に対するボランティアの養成や活動を支援します。	社会福祉課
---	-------------------	--	-------

Ⅱ その他の事業（任意事業）

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉ホーム運営補助	①常時の介護・医療の必要はないが、家庭環境等の事由で居宅生活が困難な障害のある人に、低額で居室を提供し、必要な支援を行う事業者を支援します。	社会福祉課
2	訪問入浴サービス事業	①重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	生活訓練等	①回復途上の精神障害者に対し、外出機会や活動の場を提供し、日常生活訓練等を行います。 ②生活訓練等に参加するための交通手段が無い利用者に、送迎サービスを実施し、利用を促進します。	社会福祉課
4	日中一時支援事業	①障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。 ②障害者手帳をもつ中学生、高校生等の放課後等の活動場所の確保、社会適応のための生活指導、保護者の就労支援	社会福祉課

		のため、障害児タイムケア事業を実施します。	
5	社会参加促進事業	①障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を、障害者団体・支援団体に委託して開催します。 ②身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害者の生活の充実、向上を図ります。	社会福祉課 生涯学習課
6	更生訓練費給付事業	①訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。	社会福祉課

5. 安全で快適な暮らしのために ～福祉のまちづくり～

◆現状と課題

- ①市営住宅の需要が高く空き室等が見込めないため、公営住宅の空き室等を活用したグループホームの開設は困難な状況です。
- ②新しく整備される公営施設についてはバリアフリーとなっていますが、民間施設などでは、対策ができていない状況もあります。【P47〔5〕(1)②】
- ③公共交通機関が少ない地域に暮らしている障害のある人への外出支援、移動支援が課題です。【P47〔5〕(1)①】
- ④災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供や意思疎通支援体制の構築・強化が必要です。【P48〔5〕(2)①・②】

◆施策の方向性

- ①障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- ②災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

◆施策の展開

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉のまちづくりの推進	①障害のある人や高齢者、全ての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。	まち未来課
2	公共施設のバリアフリー化の推進	①既存施設については、障害のある人の利用頻度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。 ②公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	財 政 課 まち未来課
3	公営住宅のバリアフリー化の推進	①居宅生活の障壁となる段差等を解消した公営住宅の供給に努めます。	地域整備課

4	民間施設のバリアフリー化の促進	①事業者等へバリアフリー法やユニバーサルデザインについて理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	まち未来課
5	職場環境の改善促進	①障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課
6	地域生活の支援の充実	①県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームの開設について情報提供や支援に努めます。	社会福祉課
7	住宅改修による在宅生活支援	①手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ②障害のある人等の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 高齢介護課

(2) 移動手段の整備

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	道路や歩道などの交通環境の整備	①道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ②歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	土 木 課
2	移動手段の確保の支援	①障害のある人の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度の啓発と新規参入を促進します。	社会福祉課

(3) 要支援者対応の充実強化

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	避難行動要支援者への対応強化	①災害時の福祉避難所の確保に努め、福祉避難所運営マニュアルや避難行動マニュアルを策定するなど障害のある人等の避難支援体制を整備します。 ②避難行動要支援者名簿を作成・管理し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ③民生委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの要支援者支援体制の構築を図ります。 ④自主防災組織等の訓練に、障害のある人等が参加し、避難時の課題を抽出することで、災害時の避難行動要支援者への対応を強化します。	防 災 課 高 齢 介 護 課 社 会 福 祉 課
2	障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	①防災行政無線システムの戸別受信機の設置率向上に努め、戸別受信機の文字表示装置や安全安心ネットの周知を図り、障害のある人等への災害情報伝達手段の拡充を図ります。 ②災害時の避難所における障害のある人等への情報提供体制を整備します。	防 災 課 社 会 福 祉 課
3	防犯対策の推進	①障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等、障害のある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ②障害のある人等が犯罪にまき込まれないよう地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発を行います。	防 災 課 社 会 福 祉 課
4	交通安全対策の充実	①障害のある人等、交通弱者への交通マナー向上のため、ドライバーなどへの交通安全教室を行います。	防 災 課

6. 共感しあえる地域づくりのために～人権尊重のまちづくり～

◆現状と課題

- ①平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害に関する差別の禁止と合理的配慮の提供についての意識が高まっていますが、障害のある人への調査では「知らない」と答えた人が多く、制度の普及啓発の強化が課題です。【P48〔6〕(1)②】
- ②学校や職場、地域社会など、さまざまな場において、障害に対する理解を深め、心理的なバリアフリー化を促進する取組が求められています。【P48〔6〕(1)①】
- ③成年後見制度についても「知らない」と答えた人が多く、障害のある人の権利擁護を推進するため、制度に対する正しい理解と制度の普及啓発が必要です。【P48〔6〕(1)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害の有無にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- ②学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- ③障害のある人の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。

◆施策の展開

(1) 人権教育・啓発活動の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	学校での人権教育・福祉教育の推進	①一人ひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。 ②教育委員会と加東市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。	学校教育課 人権教育課 社会福祉課
2	社会教育等での人権教育・福祉教育の推進	①加東市人権・同和教育研究協議会等と連携し、障害の有無にかかわらず、誰もが	人権教育課 社会福祉課

		相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。 ②加東市社会福祉協議会が実施する「かとう福祉学校」などの福祉講座を支援し、障害についての理解促進を図ります。	
--	--	---	--

(2) 相談支援体制の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	障害者差別と虐待の防止	①障害を理由とした差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。 ②障害を理由とした差別の防止や合理的配慮について広く普及啓発を行います。 ③障害者虐待防止に関する理解を深める取組とともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。	社会福祉課 人権教育課
2	権利擁護の推進	①障害者相談支援センターと連携し、障害のある人の権利擁護についての相談対応や権利擁護対策として成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの利用の支援を行います。 ②障害当事者、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課
3	情報提供体制の確立と情報の共有化	①広報紙、CATV、ホームページ等の情報提供において、あらゆる合理的配慮を推進し、障害のある人への情報保障に努めます。 ②点字、コミュニケーション支援ボード、手話、要約筆記など、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。	社会福祉課 秘書広報課 地域情報センター

		③障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を積極的に提供し協力体制を構築します。	
--	--	---	--

(3) 地域福祉活動の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ボランティア団体への支援の充実	①加東市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。	社会福祉課
2	ボランティア育成の促進	①加東市社会福祉協議会が開催するかとう福祉学校やボランティア養成講座を支援し、ボランティア育成を促進して、障害のある人のニーズに対応します。	社会福祉課
3	地域住民意識の醸成	①加東市社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意識啓発、ボランティア活動の情報を提供することで、市民ボランティアの参加を促します。	社会福祉課
4	地域における相互交流と社会参加促進	①障害者やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ②市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。	社会福祉課
5	障害者団体及び障害のある人への意識啓発	①手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。 ②障害のある人が人権意識を高められるよう、当事者、家族、関係機関等に対して、啓発と支援を行います。	社会福祉課

第 3 部 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉 計画

第1章 計画の方向性

1. 計画の目的

第5期加東市障害福祉計画及び第1期加東市障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を適切に提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の基本的理念

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の種別や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（情報提供や意思表示の支援）に配慮します。

（2）市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

（3）福祉施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

福祉施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の資源を活用して、地域生活を支援する拠点づくりや地域で支える体制づくりを進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支えあい、ともに暮らせる地域共生社会を実現するために、制度や分野を超えて関係機関が連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる支援体制の構築に努めます。

（5）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の種別や程度にかかわらず、子どもたちが地域で健やかに成長できるように、障害のある子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 成果目標と取組指標

国の基本指針に基づき、前期計画の実績を踏まえて成果目標及び取組指標を定め、各年度における進捗状況を評価することで、計画の推進と進展を図ります。

1. 成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行推進

【国の目標値】

- 平成32年度末までの施設入所者の地域移行：平成28年度末時点から9%以上移行
- 平成32年度末の施設入所者数：平成28年度末時点から2%以上削減

福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行については、入所者の高齢化・重度化や家族等介護者の高齢化等による入所希望の増加から、移行が進んでいません。目標値については、現時点での待機者の状況及び地域生活を支援する拠点の整備や訪問系サービスの状況を踏まえて、前期計画の数値を踏襲して設定します。

【第4期計画での達成状況】

項 目	目標値	実績値	備 考
第4期計画策定時入所者数 (A)	54 人	54 人	平成25年度末の入所者数
目標年度入所者数 (B)	55 人	57 人	実績値：平成28年度末入所者数
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	6 人	5 人	第4期計画策定時からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行者数
	11.1%	9.3%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	▲1 人 (▲1.8%)	▲3 人 (▲5.5%)	第4期計画策定時点から平成28年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

【第5期計画の成果目標】

項 目	目標値	備 考
計画策定時点の入所者数 (A)	57 人	平成28年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)	55 人	平成32年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	5 人	平成28年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	8.8%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	2 人 (3.5%)	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※国の目標値を基に、事業所の数が不足している等の状況を勘案して設定しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】

【国の目標値】

○保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置：平成 32 年度末までに設置

精神障害者の地域生活を包括的に支援するために、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いを包括的に確保する体制を構築することが求められています。医療機関、障害福祉事業者、地域の支援者等と連携を図り、既存の協議体の活用も視野に、平成 32 年度末までに設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の目標値】

○平成 32 年度末の各市町村又は各圏域の地域生活支援拠点等整備数：少なくとも 1 つ

地域生活支援拠点は、グループホームや利用定員 30 名程度の小規模な障害者支援施設に、地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設です。地域における複数の機関が機能を分担する「面的な体制」も想定されています。

北播磨圏域の市町との調整を含めて前計画期間内での整備を検討しましたが、緊急時受入体制などが整備できず、達成できていないため、第 5 期計画においても引き続き体制整備を目指します。

項 目	目標値	備 考
地域生活支援拠点等の整備数	1 か所	平成 32 年度末までに

(4) 福祉から一般就労への移行促進

【国の目標値】

○平成 32 年度末時点の一般就労移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍以上

○平成 32 年度末の就労移行支援利用者数：平成 28 年度の 2 倍以上

○就労定着支援利用者の開始 1 年後の定着率：8 割以上【新設】

○就労移行率 3 割以上の事業所の割合：全体の 5 割以上

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その数値目標を設定します。

【第4期計画での達成状況】

項 目	第4期 目標値	実績 (達成率)	備 考
福祉施設から一般就労への年間移行者数	4 人	2 人 (50.0%)	平成 28 年度実績
就労移行支援事業の月間利用者数	5 人	4 人 (80.0%)	平成 28 年度末時点

【第5期計画の成果目標】

項 目	基準値	H32 目標値 (達成率)	考 え 方
福祉施設から一般就労への年間移行者数	2 人	3 人 (150%)	基準：平成 28 年度実績
就労移行支援事業の月間利用者数	4 人	8 人 (200%)	基準：平成 28 年度末利用者数
就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	—	80.0%	【新設】

※就労移行率が 3 割以上の事業所の割合については、市内に就労移行支援事業所がないため、目標値は見込んでいません。事業所の設置について、今後、北播磨圏域の事業者に参加を促していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【新設】

【国の目標値】

- 児童発達支援センター設置数：平成 32 年度末までに少なくとも 1 か所以上
- 保育所等訪問支援を利用できる体制：平成 32 年度末までに構築（圏域でも可）
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の確保
：平成 32 年度末までに少なくとも 1 か所以上（圏域でも可）
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：平成 30 年度末までに設置

項 目	目標値	備 考
児童発達支援センターの整備数	1 か所	平成 32 年度末までに
保育所等訪問支援を利用できる体制	構築	平成 32 年度末までに
重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後デイサービスの事業所数	1 か所	平成 32 年度末までに
関係機関の協議の場の設置	設置	平成 30 年度末までに

保育所等訪問支援は、すでに提供できる事業所がありますが利用が少なく、本市においては、保健師による保育所訪問や各種健診時の発達相談に取り組んでおり、保育所等訪問支援を補完する支援ができているためと考えます。また、関係機関の協議の場についても、平成

29 年度に開設した発達サポートセンター「はぴあ」において、教育・子育て・福祉の連携支援を行っており、今後もこの体制をさらに強化し、障害児支援の充実を図ります。

2. 取組指標

(1) 短期入所施設、グループホームの整備数

本市は市内に短期入所事業所がなく、また、障害のある人の地域移行・地域生活支援の上で重要なグループホーム（共同生活援助事業所）も少ない状況です。今後、障害のある人を介護する家族を含め、障害のある人の地域での居宅生活を支援するために、短期入所とグループホームの整備促進について事業者に働きかけます。

項 目	第4期基準値 H25 年度末	第5期基準値 H28 年度末	第5期目標値 H32 年度末	備 考
市内の短期入所事業所数	0 か所	0 か所	1 か所	
市内のグループホーム数	3 か所	3 か所	3 か所	

(2) 市から福祉施設等への優先発注数

障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、もって施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

項 目		第4期基準値 H25 年度実績	第5期基準値 H28 年度実績	第5期目標値 H32 年度実績	備 考
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	件数	-	7	8	
	金額 (千円)	-	800	820	

(3) 手話通訳者・要約筆記者養成数（登録見込み者数）

加東市手話言語条例による取組を踏まえ、聴覚障害のある人や難聴者等の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳及び要約筆記者を養成する講座を開催し、市の登録者として登録し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。

項 目	第4期基準値 H25	第5期基準値 (H29)	第5期目標値 H32	備 考
登録手話通訳者数	4 人	5 人	6 人	
登録要約筆記者数	0 人	5 人	5 人	

(4) 障害児支援の提供体制の整備【新設】

障害のある児童・生徒が多く時間を過ごす学校と、福祉の連携をより強くするための協議の場、及び、身近な相談の窓口である相談機関として設置された発達サポートセンター「はぴあ」とともに、障害児支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを要する障害児の支援体制強化のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

項 目	第4期基準値 H26	第5期基準値 H28	第5期目標値 H32	備 考
教育と福祉の協議の場の設置	—	—	有	各年度末時点の設置の有無
障害児の相談窓口の設置	—	—	有	各年度末時点の設置の有無
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	1	各年度末時点の配置人数

第3章 障害福祉サービスの整備

1. 障害支援区分の認定状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、市がサービスの種類や量などを決定するに当たって、手続の透明性・公平性を確保するための判断材料として、障害者総合支援法により、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」と定義されています。

平成29年4月現在の障害支援（程度）区分の認定者は、区分6が46人で最も多く、次いで区分4の35人、区分5の30人となっており、いずれも身体障害者が多くなっています。

【障害支援（程度）区分の認定状況（平成29年4月現在）】

（単位：人）

	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全 体	138	0	5	22	35	30	46
身体障害者	63	0	1	10	8	12	32
知的障害者	56	0	0	4	20	18	14
精神障害者	19	0	4	8	7	0	0

障害児については、障害福祉サービスを利用される場合の調査（認定は不要）によると、区分3が多くなっています。

	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
障害児	14	1	2	11	－	－	－

(2) サービスの支給決定状況

サービス支給決定者数は、年々増加傾向にあります。前期計画期間の状況をみると、平成27年4月に206人だった支給決定者が、平成29年4月には約19%（48人）増の254人となっています。特に、障害児の支給決定数が増加傾向にあり、前期計画期間中に約57%増加しました。

（単位：人）

	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
身体障害者	81	82	97
知的障害者	131	142	148
精神障害者	38	52	59
障害児	37	41	86
全 体	206	229	254

2. 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護

障害のある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人又は重度の知的・精神障害者で行動障害がある人に対して、自宅にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の補助を行います。

同行援護

重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、自宅にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

平成28年度における月平均の訪問系サービス利用者は27人で、そのうち居宅介護が21人、重度訪問介護が2人、同行援護が3人となっています。利用時間数は年々増加傾向にありますが、市内には訪問系サービス事業所が1か所しかないためサービス提供体制は十分とはいえない状況です。

第4期加東市障害福祉計画期間中において、訪問系サービスは、利用者数・時間とも、増加傾向にあります。同行援護はサービスの周知もされ、利用者が増えました。

【実績と見込量】

第5期加東市障害福祉計画では、引き続きニーズに応じたサービス量を見込んでいます。

(単位：人/月、時間/月)

		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
全 体	実利用者数	22	27	29	29	31	31
	総利用時間	592	747	715	790	830	830
居宅介護	実利用者数	17	21	21	21	22	22
	総利用時間	214	235	202	268	303	303
重度訪問介護	実利用者数	1	2	2	2	2	2
	総利用時間	331	477	480	480	480	480
同行援護	実利用者数	4	3	5	5	6	6
	総利用時間	47	33	31	40	45	45
行動援護	実利用者数	0	1	1	1	1	1
	総利用時間	0	2	2	2	2	2
重度障害者等 包括支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	0	0	0	0	0	0

※平成27、28年度は実績、平成29～32年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

現在、市内1か所と市外4か所の計5事業所によりサービスが提供されています。

今後の地域生活への移行推進を踏まえ、訪問系サービスに対するニーズはさらに高まると予想されるため、北播磨圏域の介護保険の訪問系サービス事業者に対し、障害福祉系サービスへの参入を促し、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練）

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（B型）

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

相談を通じて障害のある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分 6 で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

平成 28 年度における月平均の日中活動系サービス利用者は 180 人で、利用日数は 3,131 日となっています。そのうち、生活介護と就労継続支援B型の2つで、全体の約 85%を占めています。

生活介護については、市内に2か所の事業所がありますが、特別支援学校卒業後、就労が困難な場合の利用希望があり、ニーズは増えている状況です。

就労継続支援については、市内の事業所に加え、近隣市町においても事業所数が増加していることから、利用者数も増え、障害者雇用の一つのあり方として定着しています。

就労移行支援については、市内に事業所が無いこともあり、利用数が増えていませんが、今後一層、一般就労への移行が求められることから、平成30年度から新設された就労定着支援と合わせて、利用促進の取組が必要です。

短期入所は、本人や家族の高齢化に伴いニーズが高まる一方で、市内に事業所がないため利用実績は横ばいの状況です。身近な地域での整備が課題です。

他のサービスについては、利用者数・日数とも大きな変化はみられません。

【実績と見込み】

北播磨圏域において、就労継続支援事業所が増えていることや特別支援学校卒業予定者の推移を勘案してサービス量の増加を見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	実利用者数	67	67	68	68	70	70
	延利用者数	1364	1354	1351	1428	1470	1470
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	1	1	2	2	2	2
	延利用者数	5	21	31	40	40	40
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	21	30	8	20	20	20
就労移行支援	実利用者数	4	3	2	3	4	5
	延利用者数	68	54	37	54	72	90
就労継続支援A型	実利用者数	9	13	16	16	17	18
	延利用者数	200	269	336	336	350	370
就労継続支援B型	実利用者数	63	80	79	100	100	100
	延利用者数	1021	1314	1300	1500	1500	1500
就労定着支援【新設】	実利用者数	-	-	-	-	5	5
療養介護	実利用者数	4	4	6	6	6	6
短期入所	利用者数	9	11	12	12	13	13
	利用日数	80	89	107	107	117	117

※平成27、28年度は実績、平成29～32年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

就労移行支援や就労定着支援の利用を促進して一般就労への移行を支援するために、北播磨障害者就労・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化します。

短期入所については、北播磨圏域の関係機関、事業所と連携を図り、整備について協議していくこととします。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人で、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

平成 28 年度における月平均の居住系サービス利用者は 60 人となっています。

市内に入所施設がないため、施設入所者の利用は全て市外の施設となっています。

グループホームについては、平成 28 年度末時点で、市内の 2 事業所と市外の 9 事業所を含め 19 人の利用があります。

【実績と見込量】

施設入所者や精神科病院長期入院患者などが、地域移行支援を利用して入居する場合や、グループホームの体験利用者も含めてサービス量の増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人）

		第 4 期			第 5 期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
施設入所支援	実利用者数	51	51	48	51	51	51
グループホーム	実利用者数	13	19	22	25	25	25
	市内定員数	12	12	12	12	12	15
自立生活援助	実利用者数	—	—	—	0	0	1

【見込量の確保の方策】

国の基本的な方向性では、施設入所者の地域移行推進が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などを背景に、現時点での待機者に加え、新たな入所希望者も増えていることから、入所者数の削減を急進することはできないと思われます。個々の状況に応じた適切で丁寧な相談支援を行うことで、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。

グループホームについても、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などにより需要が高まっているため、圏域の障害福祉サービス事業者に対し、グループホーム開設を促していきます。

(4) 相談支援

計画相談支援

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支給決定を行います。また、支給決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し(モニタリング)を行い、サービスが適当かを検討します。

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【実績と見込量】

計画相談支援は、引き続きニーズに応じたサービス量を見込んでいます。

地域移行支援・地域定着支援については、市内に事業所が無いため、あまり増加を見込んでいません。

【単位：人/月】

		第3期			第4期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	実利用者数	28	35	26	30	33	35
地域移行支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1

※平成27、28年度は実績、平成29～32年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

本市が指定特定相談支援事業者に委託して運営している加東市障害者相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として人材・機能の強化を図り、地域における相談支援機能を充実します。

また、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

第4章 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業については、市町村や都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況に応じて実施する事業です。日常生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう支援するための事業の実施と、その必要量を見込みます。

意思疎通支援事業については、平成27年4月に施行した加東市手話言語条例に基づく施策の展開や事業の充実を見込んでいます。

1. 必須事業の実績と見込み

理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

自発的活動支援事業

障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

相談支援事業

<障害者相談支援事業>

3 障害（身体・精神・知的）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。

<基幹相談支援センター>

3 障害（身体・精神・知的）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。

<住宅入居等支援事業（居住サポート事業）>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

成年後見制度利用支援事業

障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

意思疎通支援事業

<手話通訳者・要約筆記者派遣事業>

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

<手話通訳者設置事業>

聴覚障害等により意思疎通に手話が必要な人に、事務手続の利便を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

日常生活用具給付等事業

重度障害者（児）の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

<介護・訓練支援用具>身体介護を支援する用具や障害児の訓練用のいす等の用具

<自立生活支援用具>入浴、食事、移動等の日常生活を支援する用具

<在宅療養等支援用具>在宅療養等を支援する用具

<情報・意思疎通支援用具>情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具

<排泄管理支援用具>排泄管理を支援する用具や衛生用品

<居宅生活動作補助用具>居宅生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

<Ⅰ型>専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉・地域社会基盤と連携し、地

域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る啓発等の事業を行います。

＜Ⅱ型＞地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

＜Ⅲ型＞１日約１０人以上利用、実績５年以上、法人格有り等の要件を満たす小規模作業所等です。

意思疎通支援事業の手話通訳者等設置事業では、平成２６年４月から１名、平成２７年４月から２名の手話通訳士を設置したことにより、市役所窓口での対応が充実しました。平成２７年４月に加東市手話言語条例を施行し、市民に対する手話の普及と聴覚障害への理解促進に取り組みました。また、平成２９年度からは要約筆記者も設置し、難聴者等への支援体制を強化しています。

日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」使用者などの増加により全体的に給付件数も増えています。移動支援事業は、利用者数は横ばいですが、利用時間は伸びています。

(年間)

		第４期			第５期		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施か所	１	１	１	１	１	１
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	０	０	０	１	１	１
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	１１１	７０	１００	１００	１０５	１２０
	手話通訳者派遣事業	利用件数	１０９	６１	８０	８０	９０
	要約筆記者派遣事業	利用件数	２	９	２０	２５	３０
日常生活用具給付等事業	給付件数	７５９	８０９	８５９	８７５	８９０	９０５
	介護訓練支援用具	給付件数	６	５	３	３	３
	自立生活支援用具	給付件数	７	５	３	３	３
	在宅療養等支援用具	給付件数	９	２	３	３	３
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	１１	８	５	５	５
	排せつ管理支援用具	給付件数	７１４	７８４	８４４	８６０	８７５
	住宅改修費	給付件数	１	３	１	１	１
手話通訳者設置事業	設置人数	２	２	２	２	２	２

		第 4 期			第 5 期			
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	10	15	15	15	15	
移動支援事業		利用者数	20	19	13	15	15	
		延べ時間	1033	1320	1000	1100	1100	
地域活動支援センター (全 体)		実施か所	5	5	5	4	4	
		実人数	55	49	50	50	40	40
内 訳	市 内	実施か所	4	4	4	4	3	3
		実人数	47	42	45	45	35	35
	I 型	実施か所	0	0	0	0	0	
	Ⅱ 型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	実施か所	4	4	4	4	3	3
	市 外	実施か所	1	1	1	1	1	1
		実人数	8	7	5	5	5	5
	I 型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅱ 型	実施か所	1	1	1	1	1	1
	Ⅲ型	実施か所	0	0	0	0	0	0

※平成 27、28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深めるイベント等を開催するとともに、障害特性や合理的配慮に関する啓発を行います。

自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、ヘルパーや相談員とは違った立場で活動する貴重な地域資源であるボランティアの活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育て地域との交流を図る活動を支援していきます。

相談支援事業は、さらに体制の充実を図っていきます。そのために、市が委託して実施している加東市障害者相談支援センターの機能を強化し、基幹相談支援センターの設置を目指します。

障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進、利用支援体制の充実を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域で連携して法人に対する研修会等の開催を検討します。

手話通訳者派遣事業は、盲ろう者通訳介助員を利用されるようになったケースがあり件数が減少しましたが、今後も聴覚障害者の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増加を図ります。

要約筆記者派遣事業については、平成 29 年度から市に要約筆記者を設置し、利用促進を図っているため、件数増加を見込んでいます。今後は盲ろう者、難聴者等、様々な対

象者に合わせた意思疎通支援方法について検討し、取り組みます。

手話通訳者設置事業については、平成 27 年度から 2 名を設置しており、今後も体制維持に努めます。

手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座を圏域で共同開催し、養成人数確保に努めます。また、圏域の聴覚障害者やその家族が互いに交流し情報交換できる場を確保し、養成講座受講生も交えた生涯学習や地域交流の活動を支援します。

日常生活用具の給付では、排せつ管理支援用具（ストマ等）の増加が著しく、今後も増加を見込んでいます。今後、対象用具の見直し・追加の検討も踏まえ、必要なサービスの提供に努めます。

移動支援については、市内の事業者が 1 か所のため、現状維持を見込んでいます。今後、市内及び北播磨圏域の居宅介護事業所に対して参入を促し、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

地域活動支援センターは、市内にⅢ型のセンターが 4 か所あるほか、市外のセンターへの通所もあります。今後、就労支援施設への移行等が見込まれるため、各センターの定員等も勘案して利用数減を見込んでいます。

2. 任意事業の実績と見込み

訪問入浴サービス事業の利用者数は、平成 26 年度に 1 人減少していますが、延べ利用回数は増えています。その他の事業も利用者はほぼ固定化している状況であり、利用状況は、ほとんど変化ありません。

（1）日常生活支援

福祉ホームの運営補助

常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。

訪問入浴サービス

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

生活訓練等

障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。

日中一時支援

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社

会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。本市では、身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する障害児タイムケア事業を行っています。

(年間)

		第 4 期			第 5 期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉ホーム運営補助	事業所数	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	実人数	2	1	1	1	2	2
	延回数	7	29	24	24	36	36
生活訓練等	実施か所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援	実人数	9	10	10	11	12	13
	延回数	272	166	125	130	135	140
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	13	9	9	10	10	10

※平成 27、28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

福祉ホームは、現在、1 事業所に対し助成しています。引き続き利用が見込まれるため、助成を継続します。

訪問入浴サービスは、加東市社会福祉協議会への委託を継続実施することにより、サービス提供体制を維持します。

生活訓練等については、精神障害者の社会復帰を支援するために加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続実施します。

日中一時支援については、北はりま特別支援学校在籍者を主な対象者とした障害児タイムケア事業を加東市社会福祉協議会に委託して実施しており、今後も利用ニーズの把握に努め、支援の充実を図ります。また、卒業後のニーズも増えているため、北播磨圏域の事業所と連携し提供体制の確保に努めます。

(2) 社会参加支援

レクリエーション活動等支援

スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。

自動車運転免許取得・改造費助成

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。

北播磨圏域での意思疎通支援事業の共同実施

手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

(年間)

		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
レクリエーション活動等支援	開催回数	2	2	2	2	2	2
	参加人数	117	141	100	180	180	180
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	2	2	3	3	3	3
意思疎通支援事業共同実施	講座数	2	2	2	2	2	2
	修了者数	20	12	10	5	5	5

※平成 27、28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会などに委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラリンピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加を支援します。

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。

意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の養成を図ります。

(3) 就業・就労支援

更生訓練費給付

就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練に必要な消耗品等又は通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

(年間)

		第 4 期			第 5 期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
更生訓練費給付事業	実給付者数	1	1	2	2	2	3

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

平成 29 年度当初の受給者は 1 名ですが、今後、就労移行支援の利用者が増えると思われるため、受給者の増加を見込んでいます。

第5章 障害児通所支援等の整備

1. 障害児通所支援等の実績と見込み

児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

医療型児童発達支援

就学前の肢体が不自由な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

【サービス見込量】

児童発達支援と医療型児童発達支援は、これまでの対象児の推移に基づいて見込んでいます。

放課後等デイサービスは、市内及び近隣市に事業所が開設され利用が急増しています。今後もニーズが高く、増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援は、市の保健師の保育所訪問等により補完されていると見られ、利用は進んでいません。

(単位：人/月、人日/月)

		第 4 期			第 5 期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	実利用者数	8	29	16	20	20	20
	延利用者数	30	180	86	110	110	110
医療型児童発達支援	実利用者数	7	10	10	10	10	10
	延利用者数	38	90	80	85	85	85
放課後等デイサービス	実利用者数	2	25	30	35	40	45
	延利用者数	8	294	378	420	480	540
保育所等訪問支援	実利用者数	1	1	0	1	1	1
	延利用者数	1	1	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	—	—	—	0	1	2
	延利用者数	—	—	—	0	3	6
障害児相談支援	実利用者数	4	15	13	15	15	15

※平成 27、28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成 27～28 年度に市内や近隣市で事業所の開設が相次いだこともあり利用者が急増しました。現在（平成 29 年 10 月末時点）は各事業所が定員に達していることから、今後は緩やかな増加傾向と見込んでおり、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。

医療型児童発達支援についても利用が伸びており、市内にある北播磨 4 市で運営する北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園は、地域の障害児支援の拠点として重要な施設であるため、今後も関係市と連携を強化して体制を維持していきます。

保育所等訪問支援については、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。

居宅訪問型児童発達支援については、平成 30 年度からの新しい事業であるため、まずはサービス内容の周知と提供体制の確保に努め、その後の利用を見込んでいます。

障害児相談支援についても、発達サポートセンター「はぴあ」等の関係窓口と連携し、相談支援体制を充実することにより件数の増加を見込んでいます。

第 4 部 計画の推進と評価

第1章 計画の推進に向けて

1. 進捗管理体制の確立

本計画は、福祉部社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を推進します。

庁内の推進体制として、年度ごとに本計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

2. 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画の進捗状況について評価、検証を行います。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、地域関係団体の協力が不可欠です。これらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に取り組みます。

4. 北播磨圏域での連携の方策

国の基本指針が示す目標実現のためには、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、取組を推進していきます。

